

平成 26 年 11 月 19 日  
金融庁

## 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果について

金融庁では、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」につきまして、平成 26 年 7 月 1 日（火）から平成 26 年 7 月 31 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8 の個人及び団体より延べ 116 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は別紙 1（PDF： KB）を御覧ください。

なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 2. 公布・施行日等について

#### （1）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

本件の政令は、平成 26 年 11 月 14 日（金）に閣議決定されており、本日公布され、附則第 2 項及び第 3 項については公布の日から施行し、その他については平成 27 年 9 月 1 日（火）から施行される予定です。

#### （2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

本件の府令は、本日公布され、平成 27 年 9 月 1 日（火）から施行される予定です。

#### （3）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正

改正後の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」は、平成 27 年 9 月 1 日（火）から適用される予定です。

具体的な内容については別紙 2～別紙 7 を御参照ください。

なお、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）」についても一部改正を行っておりますが、これは、行政手続法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 39 条第 4 項第 2 号、第 7 号若しくは第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線 3687）

---

- （別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF： KB）
- （別紙 2）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 3）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 附則（PDF： KB）
- （別紙 4 - 1）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 4 - 2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（別紙様式） 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 5）内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 6）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 附則（PDF： KB）
- （別紙 7）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（PDF： KB）

平成 26 年 8 月 1 日  
 金融庁

## 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）につきまして、平成 26 年 5 月 30 日（金）から同年 6 月 30 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、297 の個人及び団体より延べ 304 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙 1（PDF：K）を御覧ください。

### 2. 本件の政令・内閣府令の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令と併せて、平成 26 年 8 月 6 日（水）に公布される予定です。

### 3. 施行日

本件の政令・内閣府令については、平成 26 年 9 月 1 日（月）から施行されることとなります。

#### ○ 本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令の一部を改正する政令	[別紙 2 - 1 (PDF: K)]	[別紙 2 - 2 (PDF: K)]

#### ○ 本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	[別紙 3 - 1 (PDF: K)]	[別紙 3 - 2 (PDF: K)]

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線 2644）

平成 26 年 6 月 27 日  
 金融庁

## 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、金融商品取引法施行令等改正案を平成 26 年 4 月 25 日（金）から平成 26 年 5 月 26 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、29 の個人及び団体より延べ 104 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 2. 本件の政令・内閣府令

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 26 年 7 月 2 日（水）に公布されることとなります。

### 3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年 6 月 19 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 12 月 1 日（月）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年 7 月 2 日（水）に公布されることとなります。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年 12 月 1 日（月）から施行されることとなります。

ただし、一部の改正については、以下のとおり施行又は適用されることとなります。

- ・別紙 2 - 1 II 3 及び金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第十三号の改正については、平成 26 年 7 月 22 日から施行されることとなります。
- ・別紙 2 - 1 VII 4 の改正については、平成 27 年 4 月 1 日以後に提出される事業報告書について適用されることとなります。
- ・別紙 6 の改正については、本日より適用されることとなります。

### 4. 投資信託及び投資法人に関する Q & A

投資信託及び投資法人に関し、別紙 7 及び 8 のとおり、Q & A を公表しました。

### ○ 本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する	[別紙 1 - 1 (PDF: K)]	[別紙 1 - 2 (PDF: K)]

政令		
----	--	--

### ○ 本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	[別紙 2 - 1 (PDF: K)]	[別紙 2 - 2 (PDF: K)]

### ○ 本件で公表する共管命令

	概要	具体的な内容
社債、株式等の振替に関する命令	[別紙 3 - 1 (PDF: K)]	[別紙 3 - 2 (PDF: K)]
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	[別紙 4 - 1 (PDF: K)]	[別紙 4 - 2 (PDF: K)]

### ○ 本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	[別紙 5 (PDF: K)]

### ○ 本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	[別紙 6 (PDF: K)]

### ○ 本件で公表するQ & A

	具体的な内容
投資信託に関するQ & A	[別紙 7 (PDF: K)]
投資法人に関するQ & A	[別紙 8 (PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の政府令については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙 1 - 1 ~ 2 - 2、7、8）について…総務企画局市場課市場機能強化室（内線 3621、2386）

（別紙 3 - 1、3 - 2）について…総務企画局市場課市場企画管理官室（内線 3687）

（別紙 4 - 1、4 - 2）について…総務企画局企画課調査室（内線 3911、3514）

（別紙 5）について…総務企画局企業開示課（内線 3669）

（別紙 6）について…監督局証券課（内線 3724）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただきます。

平成 26 年 11 月 21 日  
金融庁

## 平成 26 年金融商品取引法等改正（6 ヶ月以内施行）に係る 政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 26 年金融商品取引法等改正（6 ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案につきまして、平成 26 年 7 月 4 日（金）から平成 26 年 8 月 4 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1 団体より 1 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙 1を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な改正の内容については、別紙 2～別紙 5を御参照ください。

なお、「長期信用銀行法施行令」、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」及び「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める軽微な変更<sup>1</sup>に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

### 2. 本件の政令・内閣府令等の公布、施行日

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令及び告示と併せて、平成 26 年 11 月 27 日（木）に公布される予定です。

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 26 年 5 月 30 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 11 月 29 日（土）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年 11 月 27 日（木）に公布される予定です。）

本件の政令、内閣府令及び告示についても、平成 26 年 11 月 29 日（土）から施行されることとなります。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙 1～3）…総務企画局市場課（内線 3943）

（別紙 4・5）…監督局証券課（3360）

---

（別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF：KB）

- (別紙 2) 金融商品取引法施行令等の一部改正 (PDF: KB)
- (別紙 3) 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正 (PDF: KB)
- (別紙 4) 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正 (PDF: KB)
- (別紙 5) 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正 (PDF: KB)

平成 27 年 5 月 12 日  
 金融庁

## 平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 26 年 10 月 27 日（月）から平成 26 年 11 月 27 日（木）にかけて及び平成 27 年 2 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 16 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、32 の個人及び団体より延べ 170 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 2. 本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 27 年 5 月 15 日（金）に公布される予定です。

### 3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の施行日は、「公布の日（平成 26 年 5 月 30 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 27 年 5 月 29 日（金）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 27 年 5 月 15 日（金）に公布される予定です。）

本件の政令・内閣府令についても、平成 27 年 5 月 29 日（金）から施行されることとなります（一部公布日施行）。

#### ○ 本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令	[別紙 1 - 1 (PDF: K)]	[別紙 1 - 2 (PDF: K)]

#### ○ 本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	[別紙 2 - 1 (PDF: K)]	[別紙 2 - 2 (PDF: K)]
特定金融指標算出者に関する内閣府令	[別紙 3 - 1 (PDF: K)]	[別紙 3 - 2 (PDF: K)]



## ○ 本件で公表する共管命令

	具体的な内容
労働金庫法施行規則の一部を改正する命令	[別紙 4 (PDF: K)]
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 ・ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 ・ 農林中央金庫法施行規則	[別紙 5 (PDF: K)]
投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令	[別紙 6 (PDF: K)]
中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令	[別紙 7 (PDF: K)]
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令	[別紙 8 (PDF: K)]

## ○ 本件で公表する告示

	具体的な内容
長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件等の一部を改正する件	[別紙 9 (PDF: K)]
農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する件	[別紙 10 (PDF: K)]
株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件	[別紙 11 (PDF: K)]
労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部を改正する件	[別紙 12 (PDF: K)]

## ○ 本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）	[別紙 13 (PDF: K)]
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について	[別紙 14 (PDF: K)]

## ○ 本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	[別紙 15 (PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の法令等については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課市場機能強化室（内線 2644、2639）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただきます。

# 「金融商品取引法の一部を改正する法律」

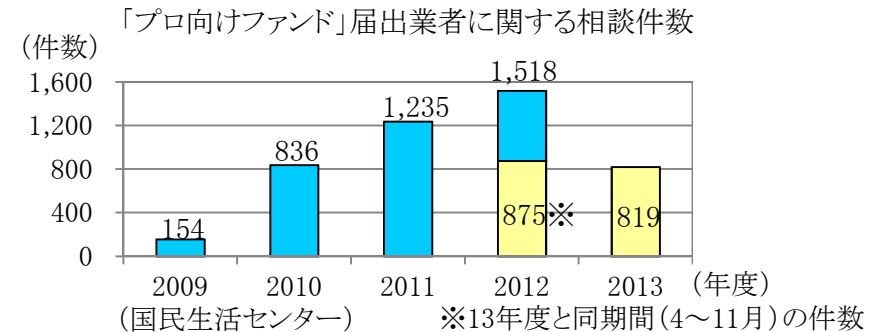
(平成27年法律第32号) に係る説明資料

平成 2 7 年 6 月

金 融 庁

## 制度の現状

- 投資運用業は、原則として登録制。ただし、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能。
- 「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、
  - ①他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないこと、
  - ②投資の素人にも販売が可能なこと、
 から、投資家に被害を与えるケースが急増。



## 制度見直しの概要

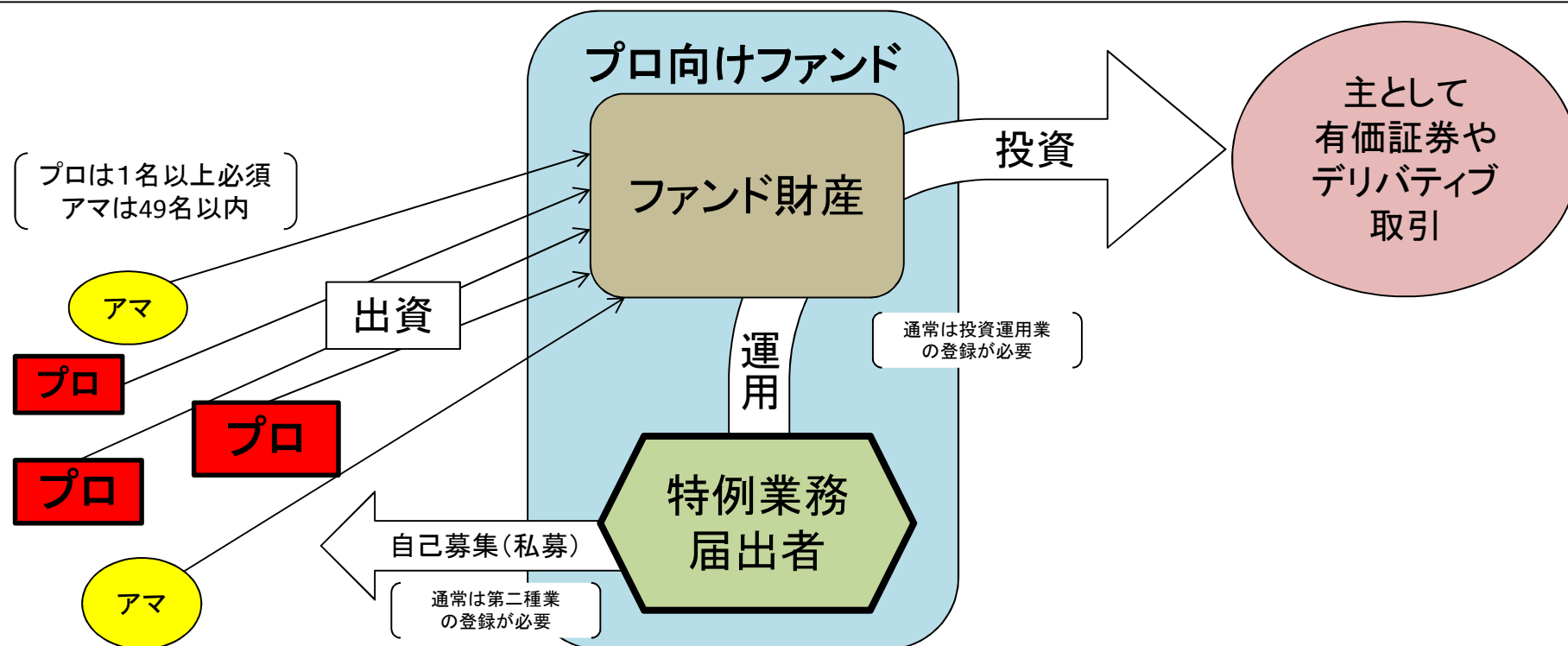
- ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、「プロ向けファンド」の制度について、以下の対応を図る。

- ① 届出者の要件等：欠格事由の導入、届出書の内容の拡充・公表 等
- ② 行為規制の拡充：適合性の原則(顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止)、リスク等の説明義務 等
- ③ 問題業者への行政対応等：業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化 等

※ このほか、出資者の範囲について、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定(政令事項)。  
〔ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されているベンチャー・ファンドについては、上場会社の役員等や新規事業の立上げ等の実務経験のある者等の出資も可。〕

## 適格機関投資家等特例業務(いわゆる「プロ向けファンド」)

- 投資運用業は、原則として登録制。ただし、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)を対象とするときに限り、当局に届出を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の2つの業務を行うことが可能となる。
  - ① 組合型集団投資スキーム持分の私募
  - ② 組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用
- このような業務を「適格機関投資家等特例業務」といい、組成された組合型集団投資スキームは一般的に「プロ向けファンド」と呼ばれている。



# 金融商品取引法上の業規制・行為規制

○ プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者について、他の金融商品取引業者と異なり、行為規制が緩く、また、行政処分（業務改善・停止命令、登録取消）の対象外となっている。

## 運用関係の業規制・行為規制

	投資運用業 (投信会社等)	プロ向け投資運用業	適格機関投資家等特例業務 (プロ向けファンド運用)
出資者の範囲	制限なし	適格投資家	1名以上の適格機関投資家 49名以内の一般投資家
業規制	登録制	登録制	届出制
	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	—
	最低資本金5,000万円	最低資本金1,000万円(運用財産総額200億円以下)	—
	兼業規制	兼業規制	—
行為規制	忠実義務、善管注意義務、分別管理義務	忠実義務、善管注意義務、分別管理義務	—
	虚偽説明、損失補填、利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補填、利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補填のみを禁止
	運用報告書の交付義務	運用報告書の交付義務	—
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	—

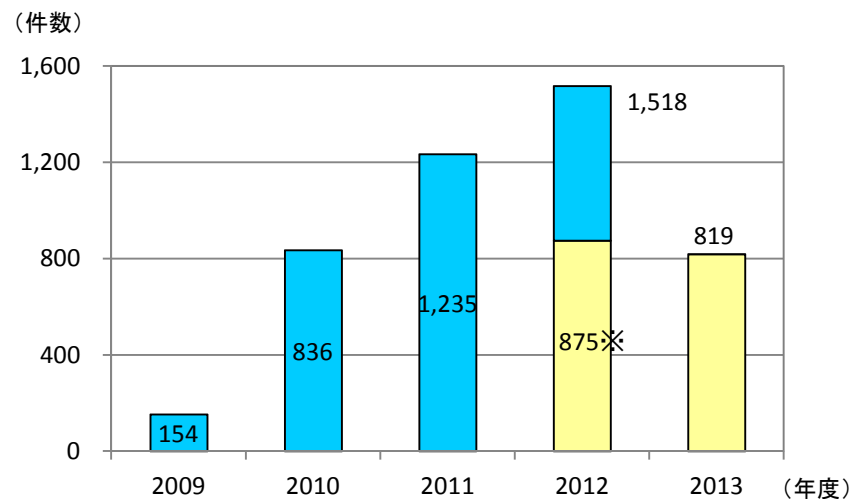
## 販売関係の業規制・行為規制

	第一種金融商品取引業 (証券会社)	第二種金融商品取引業 (ファンド販売業者)	適格機関投資家等特例業務 (プロ+49人へのファンド販売)
業規制	登録制	登録制	届出制
	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	—
	最低資本金5,000万円(業務内容が元引受業務以外の場合)	最低資本金1,000万円	—
	兼業規制	—	—
行為規制	広告規制	広告規制	—
	書面交付義務・説明義務	書面交付義務・説明義務	—
	虚偽説明・断定的判断の提供、利益相反行為等の禁止	虚偽説明・断定的判断の提供、利益相反行為等の禁止	虚偽説明のみを禁止
	損失補填の禁止	損失補填の禁止	損失補填の禁止
	適合性の原則	適合性の原則	—
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	—

## プロ向けファンドに関連する問題

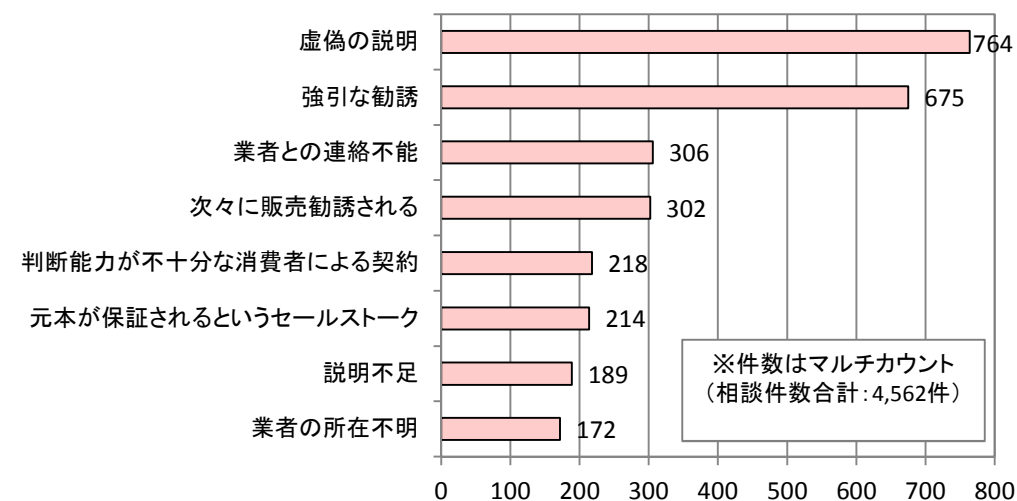
- プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者が、
- ① 他の金融商品取引業者と異なり行為規制が緩く、また、行政処分（業務改善・停止命令、登録取消）の対象となっていないこと、
  - ② 49名以内であれば投資の素人にも販売が可能なこと、
- を悪用し投資家に被害を与えるケースがあり、国民生活センターへの相談件数は増加傾向にある。

### ● 「プロ向けファンド」届出業者に関する相談件数



※13年度と同期間(4～11月)の件数

### ● プロ向けファンドに関する主な相談内容別件数



(出典)国民生活センター「投資経験の乏しい者に『プロ向けファンド』を販売する業者にご注意！－高齢者を中心にトラブルが増加、劇場型勧誘も見られる－」(2013年12月19日公表)

# 平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要①

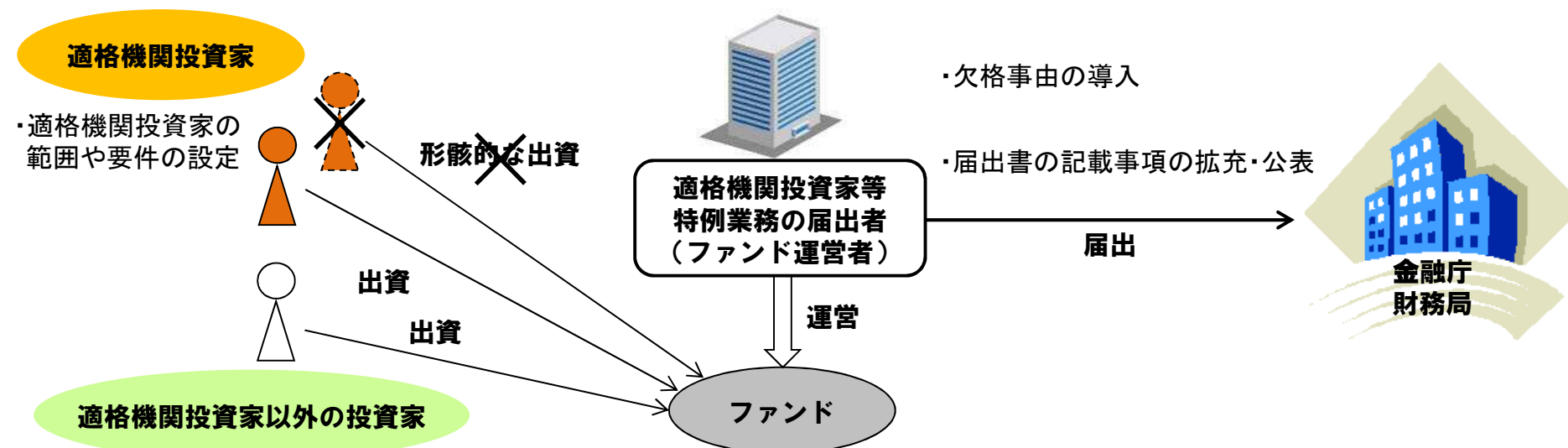
○ ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、出資者の範囲の見直しにとどまらず、総合的な対応を行っていくことが求められ、以下のような措置を講ずる。

## 1. 適格機関投資家等特例業務の届出者の要件

- 欠格事由（業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等）の導入【第63条第7項】
- 届出書の記載事項の拡充・公表【第63条第2項～第6項】

## 2. 適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定【第63条第1項】  
（適格機関投資家となる投資事業有限責任組合について、運用資産残高（借入を除く）5億円以上とすることを内閣府令で規定することを想定）



(注) 【 】内の数字は該当条文及び条文が記された法律案新旧対照条文のページを示す。

## 平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要②

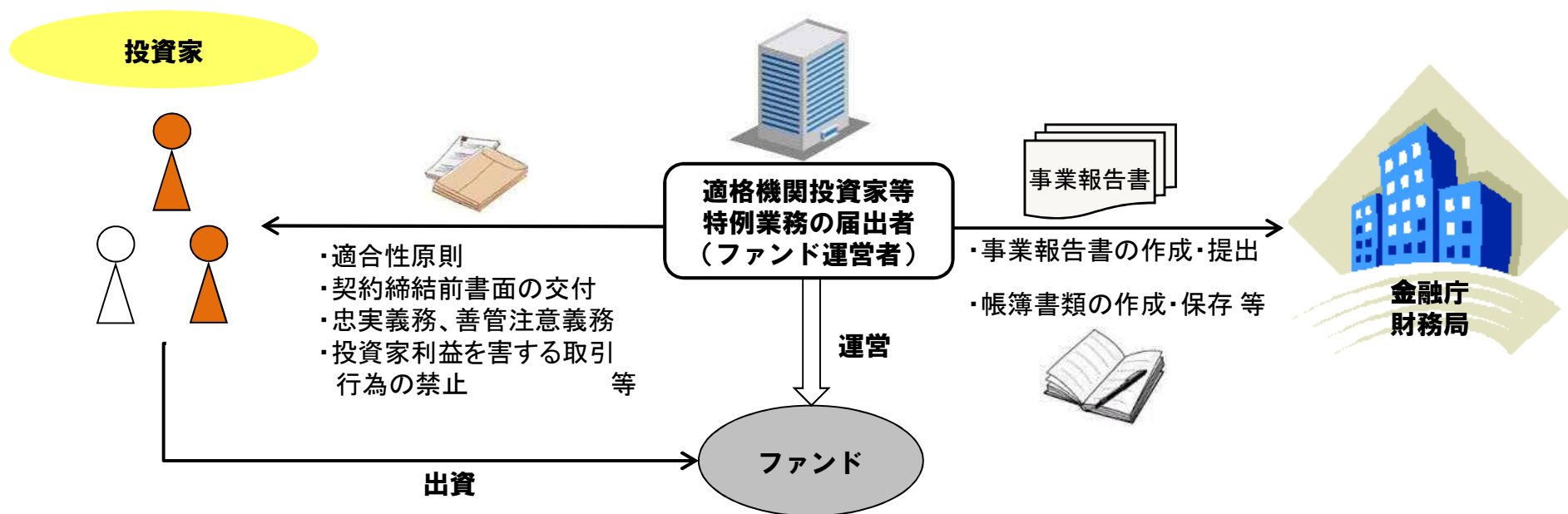
### 3. 届出者に対する行為規制

➤ 登録業者と同等の行為規制を導入【第63条第11項】

- 適合性原則（顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止）
  - 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面等の交付義務
  - 忠実義務、善管注意義務
  - 投資家利益を害する取引行為の禁止
- 等

(※) プロ間の自由な取引を阻害しない観点から、特定投資家との間の取引については、契約締結前の書面等の交付義務、適合性原則等は適用しない。

➤ 事業報告書の作成・当局への提出、帳簿書類の作成・保存等【第63条の4】





## 平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要③

### 4. 問題のある届出者への対応

- 監督上の処分(業務改善・停止・廃止命令)の導入【第63条の5】
- 実態把握・投資家保護の観点から、報告徴求・検査を行うことができることを明確化【第63条の6】
- 裁判所による禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大【第192条】
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ(懲役1年以下→5年以下)、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設(懲役2・5年以下)【第197条の2、第198条の5】



(問題のある届出者)

・監督上の処分(業務改善・停止・廃止命令)の導入  
・投資家保護の観点からの報告徴求・検査



・裁判所による禁止・停止命令の対象の拡大

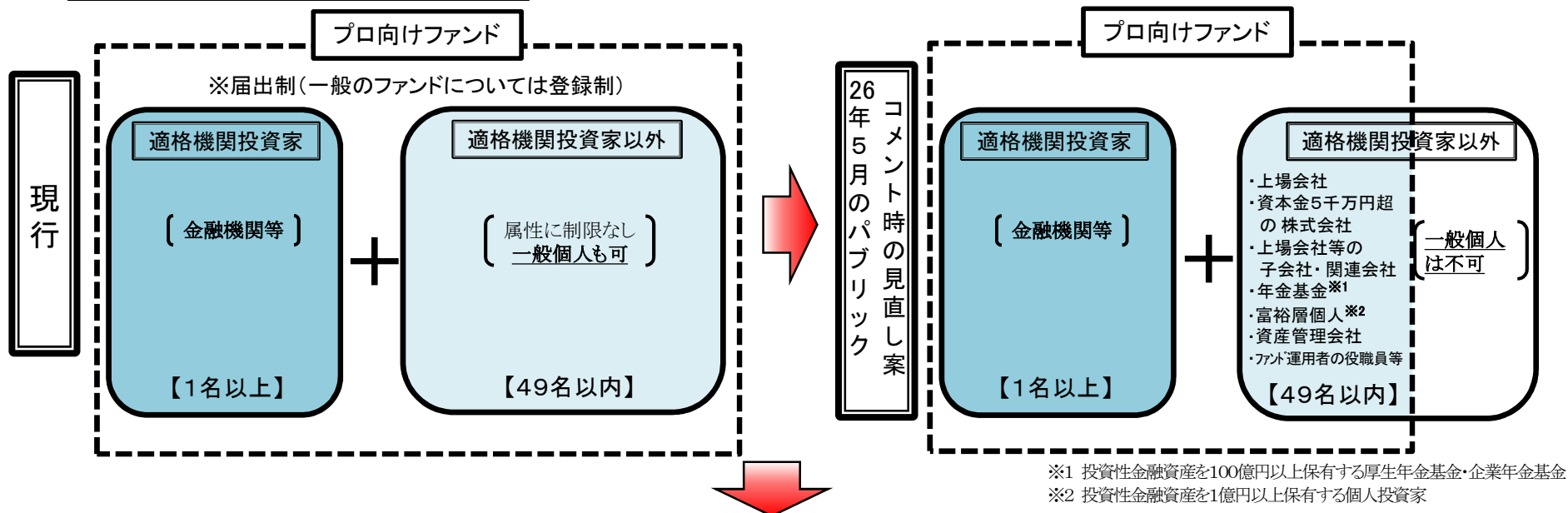


・無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設

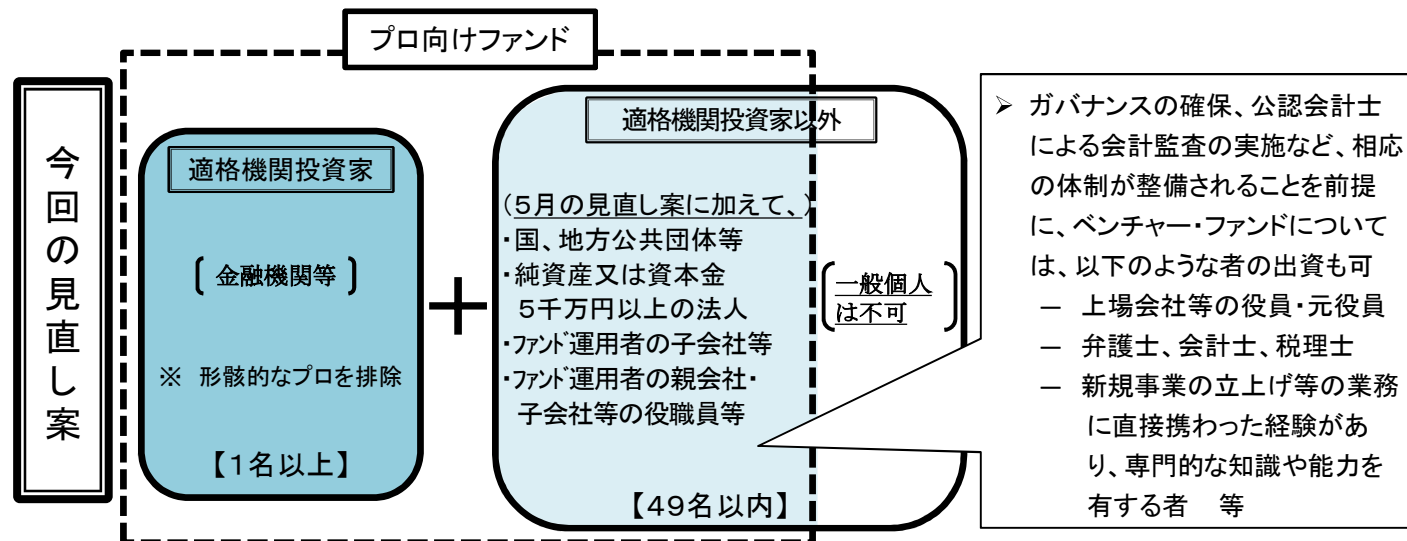


# 平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要④

## ○ 「プロ向けファンド」の出資者の範囲



➤ 出資者の範囲を投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定(政令で規定)



平成 27 年 2 月 10 日  
金融庁

## 平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用 審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、平成 25 年 3 月 29 日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成 25 年 3 月期版)と有価証券報告書レビューの実施について」を公表し、財務局等と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 25 年度の「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」について実施結果を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。

### (概要)

- 平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社(4,025 社)のうち、抽出した会社(324 社)に対して、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、昨年度に引き続き、一部の会社において、企業結合や減損損失に関する不明瞭な記載等が確認されました。

### (参考)

- 有価証券報告書レビューの概要については、「有価証券報告書レビュー(概要)」を参照してください。
- 平成 26 年度(平成 26 年 3 月期以降)の有価証券報告書レビューの実施内容については、「有価証券報告書レビューの実施について(平成 26 年 3 月期以降)」(平成 26 年 3 月 31 日公表)を参照してください。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局企業開示課開示業務室  
(内線 3666、2769)

平成 27 年 2 月 10 日  
金融庁

## 平成 26 年 3 月期 有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁は、平成 26 年 3 月 31 日に「有価証券報告書レビューの実施について(平成 26 年 3 月期以降)」を公表し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 26 年 3 月期の有価証券報告書に対する「法令改正関係審査」について、当該審査を踏まえた留意すべき事項を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。提出会社におかれましては、今後、有価証券報告書を作成する際に、実施結果を十分踏まえ、適切に開示していただくようお願いします。

### (概要)

- 平成 26 年 3 月 31 日を決算日とする有価証券報告書提出会社(2,782 社)のうち、退職給付制度を採用している連結財務諸表(日本基準)の作成会社(2,245 社)に、退職給付に関する記載内容についての「調査票」の提出を求め、審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、記載すべき事項が記載されていない事例が確認されました。

### (参考)

- 有価証券報告書レビューの概要については、「有価証券報告書レビューの(概要)」を参照してください。
- 平成 26 年 3 月期に新たに適用となった開示制度・会計基準については、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成 26 年 3 月期版)」を参照してください。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局企業開示課開示業務室  
(内線 3660、3666)

平成 27 年 3 月 31 日  
金融庁

## 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について (平成 27 年 3 月期版)

平成 27 年 3 月期以降の有価証券報告書の作成に当たって留意すべき事項を、以下のとおり取りまとめました。各提出者におかれては、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出してください。

### 1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

平成 27 年 3 月期に新たに適用となる開示制度・会計基準は以下のとおりです。

詳細については別紙 1 をご参照ください。

- ・「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- ・有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付ける企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

### 2. 平成 26 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）を踏まえた留意すべき事項

現在、実施中である平成 26 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）に関して、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点を別紙 2 のとおり取りまとめたので、ご参照ください。

（参考）平成 27 年 2 月 10 日に公表した以下の有価証券報告書レビューの審査結果も併せてご参照ください。

- ・平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について
- ・平成 26 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局企業開示課開示業務室  
(内線 3660、3666)

平成 27 年 3 月 31 日  
金融庁**有価証券報告書レビューの実施について（平成 27 年 3 月期以降）**

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビュー（「有価証券報告書レビュー（概要）」参照）を実施しています。平成 27 年 3 月期以降の有価証券報告書については、以下の内容でレビューを実施することとしたため、公表します。

**1. 法令改正関係審査**

本審査は、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項について審査するものです。

今回は、「退職給付に関する会計基準」の段階的な適用に伴う注記の記載の適切性等が審査対象として考えられますが、以下のとおり重点テーマ審査として「退職給付」にかかる審査を実施することとしたため、法令改正関係審査は実施いたしません。

**2. 重点テーマ審査**

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる企業を抽出し、当該企業に対して所管の財務局等が個別の質問事項を送付し、回答を受けることで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 27 年 3 月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる企業には、所管の財務局等より別途ご連絡いたします。

- ・ 退職給付
- ・ セグメント情報

**3. 情報等活用審査**

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがあります。

（参考）開示義務違反等に関する金融庁の情報受付窓口（ディスクロージャー・ホットライン）

**お問い合わせ先**金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
総務企画局企業開示課開示業務室  
（内線 3660、3666）

**有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について**  
(警告書の発出を行った発行会社等)

## ○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
ライビスマネジメント株式会社	名古屋市千種区今池五丁目3番6号	旧所在地：名古屋市中区丸の内一丁目1番13号	平成27年5月
プリントホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号		平成27年1月
株式会社ユリアインターナショナル	東京都新宿区新宿二丁目4番2号		平成26年9月
新日本マテリアル株式会社	鹿児島県鹿児島市金生町2-1	旧商号：天成ホールディングス株式会社 旧所在地：鹿児島県鹿児島市永吉一丁目2-22、東京都中央区日本橋蛸殻町1-2-3	平成26年2月
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪1859番地7	旧所在地：大阪府中央区天満橋京町2番6号	平成24年10月
株式会社NSJ	大阪府中央区今橋一丁目7番19号	旧所在地：大阪府西区北堀江一丁目1番23号	平成24年6月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒326番地9	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町571番地	平成22年11月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋2-23-11 御成門小田急ビル9階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成22年10月

※平成22年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

平成 27 年 1 月 23 日  
金融庁

## 公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

1. 公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成 21 年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融 4 団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂しています。
2. アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大は進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。
3. このため、本年も意見交換会を開催し、関係者によるアクションプランに基づく取組状況を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。
4. なお、当面のアクションプランの改訂のポイント（主な追加施策）は以下のとおりです。
  - (1) 組織内会計士のネットワークの促進  
全国各地で活躍する組織内会計士について、日本公認会計士協会各支部での組織化を進め、組織内会計士のネットワークを全国各地で進める。
  - (2) 会計大学院協会との連携  
公認会計士試験受験者の質・量を充実させる観点から、会計プロフェッションの育成を担う会計大学院協会と日本公認会計士協会が共同で、会計大学院の学生、公認会計士試験受験者、合格者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、実態把握を行う。
  - (3) 若年層を対象とした広報活動等  
若年層を対象とした、会計教育のすそ野の拡大や公認会計士資格の魅力に係る広報活動により、公認会計士を目指す若者の増加に取り組む。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

- (別紙 1) 当面のアクションプラン（平成 26 年度改訂）
- (別紙 2) 公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会参加者

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局 企業開示課 開示業務室  
(内線 2768)



## I F R S 適用レポート（本編）

## I. 調査の経緯・目的

企業会計審議会は2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。この中間報告を踏まえ、2009年12月に関係内閣府令が改正され、2010年3月期から、国際会計基準（IFRS）に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法の規定による連結財務諸表として提出することが認められた。

その後、企業会計審議会は、2012年7月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（以下「中間的論点整理」という。）、2013年6月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）を公表しており、その中で、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であることの考え方が示されるに至った。2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」においては、閣議決定レベルでは初めて「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記された。

さらに、この「『日本再興戦略』改訂2014」においては、「従来進めてきた施策に加え、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS適用レポート（仮称）』として公表するなどの対応を進める。」とされた。

本レポートは、当該閣議決定に基づき、IFRS任意適用企業の実態調査・ヒアリングを実施し、IFRSへの移行に際しての課題への対応やメリットなどをとりまとめたものである。

## II. IFRS任意適用企業の現状等

(1) IFRSの任意適用企業（適用予定企業を含む。以下同じ。）は、着実に増加している。

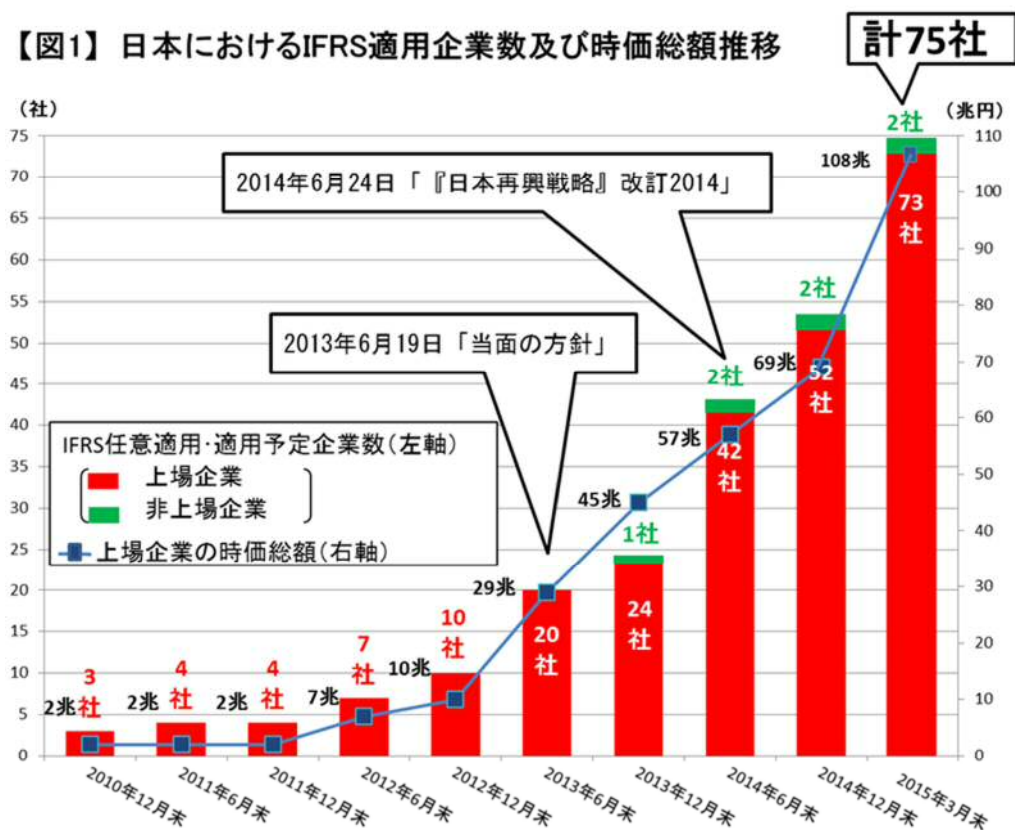
2010年3月期からIFRSに準拠した連結財務諸表を金融商品取引法による連結財務諸表として提出することが認められたが、当該期から最初の任意適用企業による提出があった。

その後、2012年7月の「中間的論点整理」公表時には7社であった企業数は、2013年6月の「当面の方針」の公表時には20社、そして2014年6月の「『日本再興戦略』改訂2014」の閣議決定時に

は44社と増加した。

さらに、「『日本再興戦略』改訂2014」の閣議決定後は、これまで以上の増加ペースとなり、2015年3月31日時点では75社となっている【図1】。

【図1】日本におけるIFRS適用企業数及び時価総額推移



※ 日本の全上場企業の時価総額約581兆円（平成27年3月末時点）に占める上記企業（うち上場企業73社）の割合は、18.5%（約108兆円）。

(2) これを東京証券取引所が採用している業種別分類（33業種）で見ると、2015年3月31日時点のIFRS任意適用上場企業73社は、21業種にまたがっている。この特徴としては、

- ① 業種別には、電気機器（11社）、医薬品（10社）、卸売業（8社）、サービス業（7社）、情報・通信業（7社）、輸送用機器（5社）、化学（5社）、といった業種で適用企業が多いこと
- ② 業種の中で、時価総額の大きい企業が任意適用すると、他にも任意適用する企業が増加する傾向がみられること

が挙げられる【表1】。

【表1】日本における業種別のIFRS適用状況

IFRS任意適用企業が存在する業種 《計21業種》						
業種	医薬品 (10/62社)	卸売業 (8/339社)	石油・石炭製品 (1/13社)	情報・通信業 (7/370社)	食料品 (1/133社)	精密機器 (1/51社)
企業名	(1)武田薬品工業 (2)アステラス製薬 (3)エーザイ (4)中外製薬 (6)小野薬品工業 (8)第一三共 (9)田辺三菱製薬(予定) (12)参天製薬(予定) (33)ソーセイグループ (38)ジーンズグループ(予定)	(1)三菱商事 (2)三井物産 (3)伊藤忠商事 (4)住友商事 (5)丸紅 (7)日立ハイテクノロジーズ(予定) (14)双日 (27)伊藤忠エネクス	(1)JXホールディングス(予定)	(3)ソフトバンク (4)KDDI(予定) (5)ヤフー (11)ネクソン (20)コナミ(予定) (22)伊藤忠テクノソリューションズ (180)ホットリンク(予定)	(1)日本たばこ産業	(1)HOYA
時価総額合計(A) (兆円)	18.7	12.7	1.2	19.7	7.6	2.1
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	28.4	23.3	2.8	52.6	26.6	8.3
(A/B)	66%	55%	41%	37%	29%	25%

業種	サービス業 (7/372社)	金属製品 (1/92社)	ガラス・土石製品 (2/61社)	化学 (5/216社)	輸送用機器 (5/99社)	その他金融業 (2/32社)
企業名	(2)楽天 (5)電通(予定) (6)エムスリー (14)ディー・エヌ・エー (19)クックパッド(予定) (37)テクノフロンHD (49)ネクスト(予定)	(1)LIXILグループ(予定)	(1)旭硝子 (9)日本板硝子	(2)花王(予定) (7)日東電工 (8)三菱ケミカルHD(予定) (15)日立化成(予定) (61)日本合成化学工業(予定)	(2)本田技研工業(予定) (4)デンソー(予定) (28)ケーヒン (34)エフ・シー・シー(予定) (51)ユタカ技研(予定)	(2)日本取引所グループ(予定) (8)日立キャピタル(予定)
時価総額合計(A) (兆円)	5.8	0.9	1.0	6.1	12.2	1.3
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	25.1	4.3	5.1	34.2	69.5	7.9
(A/B)	23%	21%	20%	18%	18%	16%

業種	小売業 (2/348社)	電気機器 (11/270社)	鉄鋼 (1/49社)	証券・商品先物取引業 (2/42社)	機械 (3/231社)	ゴム製品 (1/19社)
企業名	(1)ファーストリテイリング (23)すかいらーく	(4)日立製作所(予定) (11)東芝(予定) (12)富士通 (18)リコー (21)セイコーエプソン (23)コニカミノルタ(予定) (50)日立国際電気(予定) (55)アンリツ (64)クラリオン(予定) (135)日本電産工業 (160)ミツビシ・コーポレーション(予定)	(4)日立金属(予定)	(3)SBI HD (10)マネックスグループ	(13)日立建機(予定) (22)DMG森精機(予定) (38)日立工機(予定)	(5)住友理工(予定)
時価総額合計(A) (兆円)	5.2	10.7	0.8	0.4	0.8	0.1
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	32.7	70.5	8.2	6.7	27.8	5.7
(A/B)	16%	15%	10%	6%	3%	2%

業種	非鉄金属 (1/36社)	陸運業 (1/65社)	不動産業 (1/116社)
企業名	(12)アサヒHD(予定)	(21)日立物流(予定)	(31)トーセイ
時価総額合計(A) (兆円)	0.07	0.2	0.04
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	4.5	21.8	16.4
(A/B)	2%	1%	0.2%

IFRS任意適用企業が存在しない業種 《計12業種》			
水産・農林業	鉱業	建設業	繊維製品
12社	7社	176社	56社
パルプ・紙	その他製品	電気・ガス業	海運業
26社	111社	25社	15社
空運業	倉庫・運輸関連	銀行業	保険業
5社	41社	93社	13社

(注1) 上場企業を対象  
(注2) IFRS任意適用上場企業(適用予定を含む)及び  
時価総額は平成27年3月末時点。  
(注3) 企業名の左の数字は、業種別における時価総額の順位

### Ⅲ. 質問・ヒアリング調査の対象・方法

今回、質問調査票の送付及びヒアリングによる調査は、2015年2月28日までにIFRSを任意適用した企業（40社）、及び同日までに日本取引所グループの適時開示情報閲覧サービス（TDnet）においてIFRSの任意適用を予定している旨を公表した企業（29社）の計69社（国内非上場企業2社を含む）を対象として実施した。

調査に当たっては、69社全社に対してあらかじめ質問調査票を送付した。そのうち、回答を寄せた企業は65社であった（回収率94.2%）。また、IFRS任意適用企業が有する、例えば業種ごとの問題点をより具体的に把握するため、65社のうち28社に対して直接ヒアリング調査を実施した。

*（対象企業及び質問調査項目の詳細、「資料編」P22～26参照）*

### Ⅳ. 任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット

IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定した主なメリットについて、以下の項目から選択する形で書面調査を実施し、65社から回答を得た。

調査結果は以下のとおりであった。

**【表2】IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして1位に順位付けした項目別の回答数**

項目	回答数
①経営管理への寄与	29社
②比較可能性の向上	15社
③海外投資家への説明の容易さ	6社
④業績の適切な反映	6社
⑤資金調達の円滑化	5社
⑥その他	4社

本調査項目のポイントは、以下のとおりと考えられる。

- (1) ①の「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」との回答が最多であったこと

今回の調査で最も多数の企業（29社）が、①の「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」を、任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットと考えたと回答している。その回答内容を見ると、

- ・ 海外子会社が多く、同じ製品を複数の拠点で製造・販売していることから、業務の効率性を比較するためには、共通の「モノサシ」で業績の認識・測定がなされないと公正に評価できない。
- ・ 各地域の子会社から決算データの一次情報である試算表を I F R S ベースで収集し、連結グループ全体をあたかも「一つの会社」とみなして決算を締めることにより、各社の棚卸資産やキャッシュ・フローの変動から事業上の課題を早期に発見し、財務の透明性・ガバナンスを高めることが目的である。

といった代表例にみられるように、①を挙げた企業は、単に海外子会社を通じた会計基準の統一というメリット、導入理由を越えて、I F R S を用いてグローバルベースの統一した業績の測定・管理、財務の透明性の高度化等を目指すという、高い理念を有していることが明らかになった。

また、例えば、

- ・ これまでは、グローバルベースという観点のみならず、事業ごと、地域ごとという観点からも、子会社のコントロールが十分にできていなかった。I F R S を用いて、各事業を縦軸、会計・資金・税務などの機能を横軸として整理し、上流から下流まで全体を通して経営管理を行うことが重要と考えている。
- ・ I F R S の導入は、財務会計の対応だけに限らず経営管理の「モノサシ」を統一し、そのことにより経営管理の高度化を図るプロジェクトとしてスタートした。プロジェクトの目的は、会計基準の変更ではなく経営管理の強化であった。

といった回答が多かったことは、グローバルに発展する我が国の企業において、会計基準の採択という財務会計上の対応のみならず、経営管理の高度化を図るために I F R S を有効に活用することが重要であると広く認識されるに至っていることが窺われる。

(2) 同業他社との比較可能性の向上や投資家への説明の容易さを目的とする企業が多かったこと

財務情報の開示は、投資家に対して、適正かつ有用な投資情報を提供することを一つの目的としている。

こうした観点からは、国内外の投資家にとって、提供される財務情報の比較可能性が高く、分析が容易であることが求められる。

I F R S が多数の海外企業において採用されている中、国内外の同業他社との比較可能性の向上の観点から I F R S を適用したとする企業が相当数みられた。

例えば、

- ・ 当社の株主は約 3 割を外国人投資家が占めている。また、競合相手は世界各地に存在するが、一番の競合相手は欧州メーカーになる。投資家が当社を同業他社と比較する上でも、当社が自社と競合他社を比較する上でも、I F R S を導入することにより比較可能性が高まる。
- ・ 国内の同業他社が先に I F R S に移行し、他の同業他社も追随する動きがあり、マーケットから同一業種における比較可能な財務情報の開示の期待があった。

といった回答があった。これらの回答の中には、自社が他社との比較可能性を高めることができることによる、経営管理面のメリットも認識している企業があったことは重要であると考えられる。また、

- ・ 海外投資家に説明する際に、常に I F R S との差異を意識して説明していた。I F R S に移行したことにより、有価証券報告書のために作成した財務諸表をそのまま用いて海外投資家への説明ができるようになり、利便性が高まると考えた。

との回答もあり、投資家との関係を重視しつつ、社内的にも、投資家

向け広報活動（IR）上の利便性の向上といったメリットも享受することを目指している企業もあることは注目される。

- (3) その他、④の「業績の適切な反映」を主なメリットと考えたと回答した企業が6社あったが、これらの中には、のれんの非償却や有給休暇引当金の計上をメリットとして挙げている企業もあった。

## V. 移行プロセスと社内体制

IFRSへの移行プロセスに関して、具体的に移行を提案した主体については、CEOやCFOが直接関与した、いわば「トップダウン方式」と、経理部門中心に提案がなされた、いわば「ボトムアップ方式」と回答した企業に分れた。（「資料編」P34, 35参照）

これは、どちらが望ましいという問題でなく、IV.で述べたIFRSへの移行の主なメリットに係る認識等により、様々であると考えられる。

例えば、

- ・ 海外での資金調達を経営陣が決定し、これを実現するために、IFRSの適用が指示された。

といったケースなどは、まさに経営事項として経営陣がIFRS適用を決定することとなる。

これに対し、「経営管理の高度化」を求める場合には、経営層から提案される場合もあるが、ボトムアップで経理部門の提案としてプロジェクトが始まる場合もある。

いずれにしても、次の回答例にみられるように、各企業が共通して述べているのは、移行プロセスにおいて、経営トップや経理部門だけでなく、事業部門を含めた全社的な取組みが重要という点である。

- ・ 子会社の実務担当レベルでは会計基準の変更に対する抵抗があり、対応が消極的なケースがあったため、具体的な方法も提示しながら、IFRS移行プロジェクトへの参加を促した。親会社のプロジェクトチームが積極的に動いて関連部署を巻き込んでいくことが必要である。

IFRSへの移行に消極的な部署への対応については以下の回答がみられた。（「資料編」P36, 37参照）



- ・ 「連結経営の深化」を経営課題として認識しており、当初より I F R S 導入プロジェクトを経理部門のみではなく、全社プロジェクトとして位置づけた。現場の反対意見には丁寧に説明を行い、経営陣の一部を含む関係者に納得してもらった。

以上から分かるとおり、I F R S 移行プロジェクトは、全社的対応が求められる。

したがって、社内体制について、移行フェーズを「初期」（経理部門を中心としたアクションプランの作成等）、「中期」（経理部門以外の事業部門や外部業者との連携）、「後期」（I F R S による財務諸表の作成・開示）に分けると、「初期」の計画策定・影響度調査の段階では、少人数の経理部門担当者が行っているものの、「中期」の会計方針の策定、グループ会計方針書の作成、データ収集方法の検討、システム対応及び財務諸表の雛形の作成の段階では、経理部門の専任者以外に、各事業部門や子会社の従業員、システム関係者を含めた組織横断的な社内体制が敷かれている。（「資料編」P 47, 48 参照）

子会社を多数有する任意適用企業の場合、円滑に I F R S を適用するため、子会社を含めた会計方針の徹底を行い、グループ会計方針書を作成している。グループ会計方針書の作成段階は、企業の規模や、後述するシステムの改修度合いにより様々であり、初期に作成し、早くから子会社に周知する企業もあれば、子会社数や関係する会計基準が極めて多く、システム対応の範囲も広いことから、システムを構築する段階で作成し、周知・徹底する企業もある。

例えば、以下のとおり、プロジェクト開始後 1 年という早い段階で作成した企業もあれば、実際に開示を行う 2 年前に策定し、その後更新を行う企業もあった。

- ・ プロジェクトを開始して概ね 1 年経過後に、グループ会計方針書のドラフトを作成し、早い段階でグループにドラフトを提示することにより、実務をイメージすることができた。この進め方は有効であったと考えている。その後、1 年程度かけて検討したうえで完成させた。
- ・ グループ会計方針書の策定に当たっては、プロジェクト推進室の中でテーマごとに担当を決め、実際に開示を行う 2 年前である I F R S 移行日までに策定した。I F R S 移行日以降、グループ各社からのフィードバックを受け、会計方針書の更新を行っている。

移行プロセスと社内体制の構築においては、事業部門や子会社を含めて一体としてプロジェクトを進める態勢整備が肝要であり、例えばグループ会計方針

書についても、各企業の実情に応じて、作成及び事業部門や子会社への周知が適時に行われていることが明らかになった。

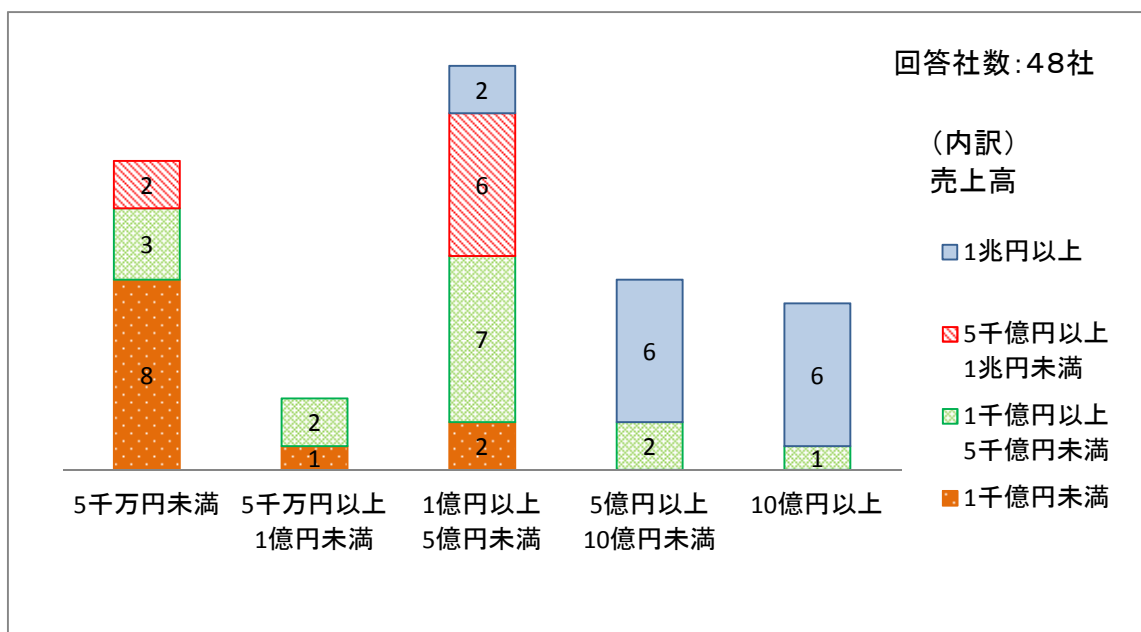
## VI. 移行コスト（主としてシステム対応）

I F R S 移行に際しての意思決定と社内体制の整備の次に問題となるのは、移行コストである。これが多額ではないかと移行に躊躇する企業も多いと考えられる。

結論としては、移行コストは、各企業の規模及びシステム構築方針、そして I F R S 導入の目的・メリットとして何に重点を置くかにより様々である。

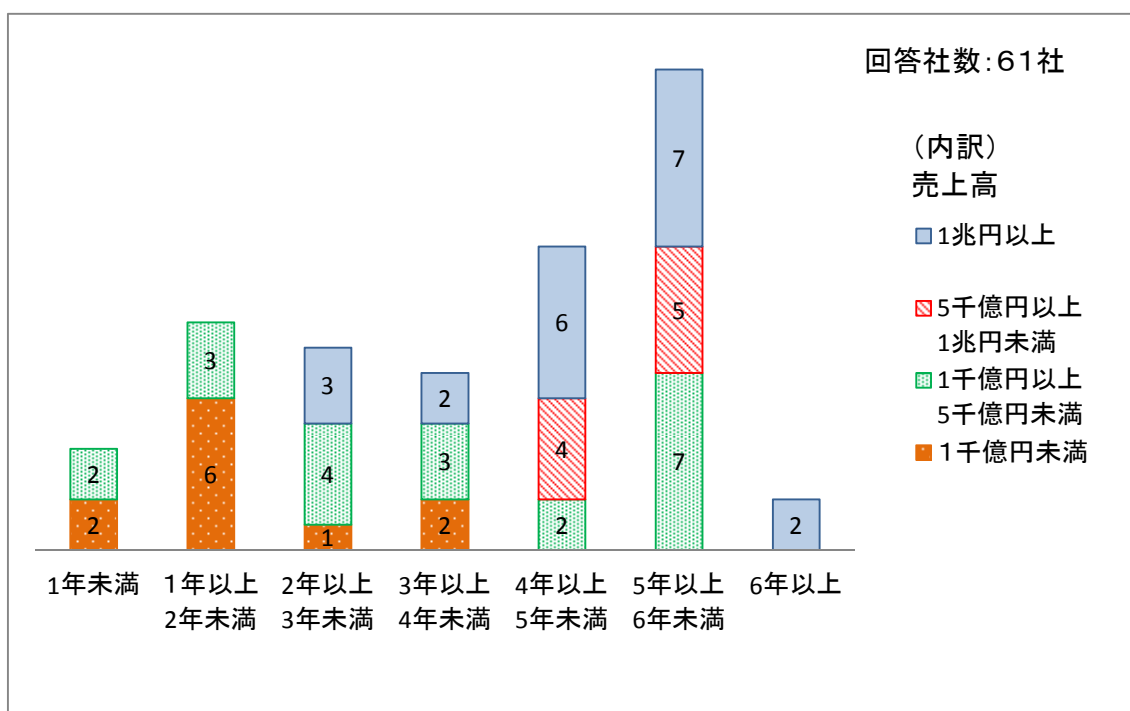
【図 2】からは売上規模の大きい企業ほど、移行コストが多額となる傾向がみられる。

【図 2】 I F R S への移行に直接要した総コスト別の企業数（売上規模別）

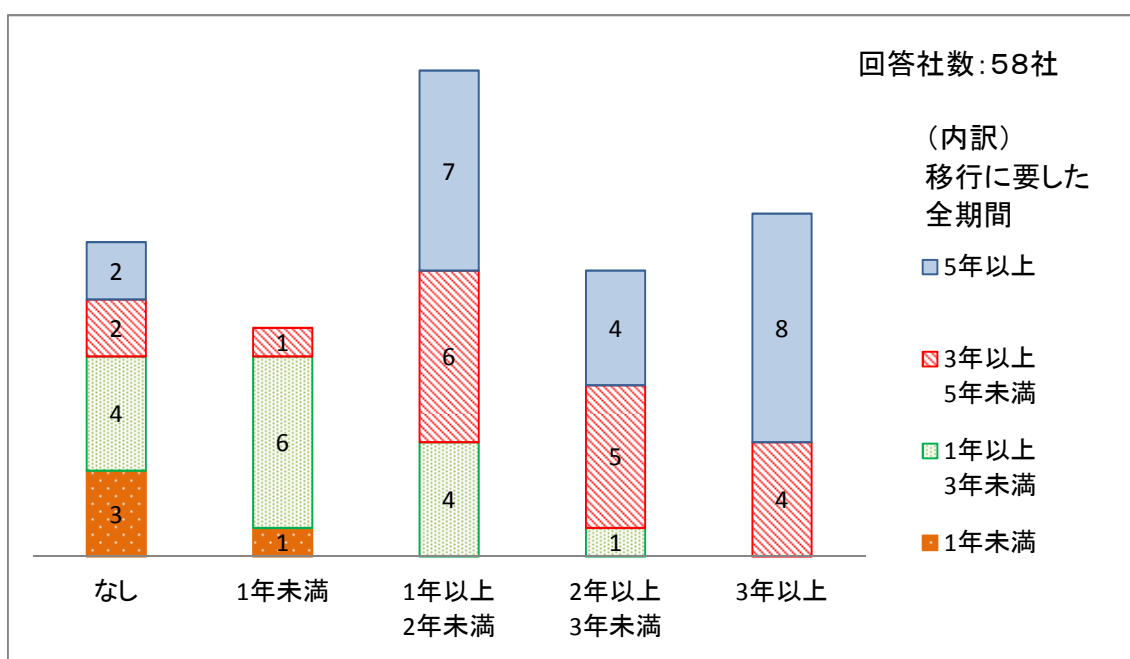


また、移行期間については、開始時点をどうとるか等によって変わってくる面があり、確たることは言えないが、売上規模の大きい企業ほど、移行期間が長くなる傾向がみられ【図 3】、移行期間の長短は、システム対応に要する期間によるところが大きいと考えられる【図 4】。

【図3】 IFRSへの移行期間別の企業数（売上規模別）



【図4】 システム対応に要した期間別の企業数（全移行期間別）



しかしながら、移行コストについては、当該企業が、IFRS導入の目的・メリットとして何に重点を置くかによっても大きく影響される。すなわち、IFRS導入の目的・メリットとして「経営管理の高度化」に重点が置かれる場合には、経営管理の高度化のためにIFRS導入を契機としてシステムの全面改修までが行われる一方、IFRS導入の目的・メリットとしてあくまで「同業他社との比較可能性」や「投資家への説明の容易さ」等に重点が置かれる場合には、システム対応において、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心の対応によることが考えられ、全体のコストは大きく変わってくる。

具体的には、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心で対応した企業では、

- ・ システムについては、表計算ソフトにより財務諸表を効率的に作成できる仕組みを構築したため、特段の対応をしていない。
- ・ 連結決算用のパッケージはもともと表計算ソフトをベースにしており、IFRS対応は特定項目の修正で対応できた。

と回答しており、規模が相対的に小さくかつ単一事業である場合には、金額的にも極めて少額で対応できている例がある。

これに対し、大規模企業で子会社数も多く、業態としても幅広い事業展開をしている企業が、「経営管理の高度化」のためにIFRSの導入とともにシステムの全面改修を行う場合には、移行コストは相対的に多額となり、移行期間も相対的に長くなる傾向がみられる。

システムを全面改修したケースについては、例えば、

- ・ 連結グループ全体をあたかも「一つの会社」として決算を行うべく、グローバルで統一されたシステムを導入するとともに、子会社ごとに経理部門を設置せず、各地域に経理業務を統括する子会社を設立し、上流から下流まで一貫して経理をコントロールするシステムとした。
- ・ グループ各社で会計システムが異なっていたが、IFRSへの移行を契機に統一した会計システムの構築を進めた。

といった回答があった。システムを中心としたコスト面については、IFRS導入を契機としてシステムの全面改修等を行えばコストは相対的に大きくなるが、長期的視点で経営管理の高度化を図ることが、長期的なコストの削減につながると考える企業もある。他方、IFRSを用いた連結ベースでの開示に

限定した相対的に低コストのシステムの導入をメリットとする企業もあり、その選択肢は様々である。

また、移行期間についても、企業の規模や I F R S 導入の目的等によって異なってくるものと考えられる。

なお、システム対応上は、初期の段階から I T 担当はプロジェクトチームに参加しているが、会計方針の確定を踏まえて順序立ててシステム化を進めるべきであり、システム化そのものを自己目的化すべきでないという意見があった。具体的には、

- ・ I T チームは、初期の段階から関与し、日本基準と I F R S との間の差異項目や調整項目のデータ収集方法の検討を含めた全体構想の設計に携わるべきだと考えるが、最初からシステム化そのものが必要だとは考えていない。移行にあたっては、まずは最小限の I T 化を目指し、固定資産システムに投入するための基礎データ、I F R S への修正仕訳及び I F R S に基づく開示データを表計算ソフトで作成し、そのノウハウをパッケージ化・標準化したうえで、必要に応じてシステム開発の方が効率的である。当社では、特定の会計基準への対応としてシステムを開発したが、当初の想定に合わない事例が発生し、コスト・ベネフィットを考えた結果、システムを破棄した経験がある。

この他にも、システムの構築も、全社的なプロジェクトの進捗と平仄をとって進められることが適当との指摘がみられたところである。

## VII. 会計項目への対応と監査対応・人材育成

I F R S 移行時の主な課題として、

- ① 特定の会計基準への対応
- ② 人材の育成及び確保
- ③ 会計システムの導入又は更新
- ④ 内部統制の構築
- ⑤ その他

のどれが最も課題であったか質問したところ、60社中43社が①の「特定の会計基準への対応」と回答し、60社中9社が②の「人材の育成及び確保」と回答した。(「資料編」P54参照)

特定の会計基準への対応として挙げられた会計項目は、有形固定資産の減価償却方法の選択、耐用年数の見積り、収益認識、社内開発費の資産化、資産の減損、金融商品の公正価値測定といった項目であった。(「資料編」P54, 55参照)

具体的な内容を見ると、有形固定資産の減価償却方法の選択や収益認識については、会計方針を決定するまでの課題であり、システム対応や現場対応等では煩雑を極めると考えられるが、一旦実務を確立できれば、監査人ともスムーズに対応できているといった意見が多かった。

これに対し、耐用年数の見積り、社内開発費の資産化、資産の減損といった見積りの要素が高い会計項目については、監査人との議論も容易には結論が出ないなど、監査法人の対応や、社内での人材不足もあり、議論が長期にわたる場合が多いという意見がみられた。

例えば、

- ・ IFRSでは、のれんは減損の兆候が無くても毎年の減損テストが求められるため、減損テストのプロセスを定めるのに大変苦労した。特に資金生成単位をどのように定めるか、どのような状況で減損を認識するかに関し、監査法人との調整作業に時間を要した。

といった意見があった。

このため、こうした会計項目を巡る監査法人の対応について、企業の側から、企業の実態に応じた柔軟な解釈や迅速かつ円滑な監査プロセスの構築を求める意見が多数認められた。

- ・ IFRSへの移行において、事例が少ないことを理由に、監査法人からは形式的な解釈を示されることが多く、その対応に苦慮している。
- ・ 監査法人が海外提携先の本部に問い合わせることが度々あったが、本部が日本における我が業種のビジネスを全く理解していないと思う回答も多かった。
- ・ 監査法人に新たに認識した課題を相談した際、監査法人が海外提携先の本部に確認することが多い。本部に確認する場合には、2週間程度で回答されるケースは早い方であり、数か月待たされることもある。

ただし、こうした課題は、IFRSの導入事例が増加したことで、改善しつつあるという意見もあった。

企業の側でも、IFRSが原則主義であることを踏まえ、ビジネスモデルに基づく会計処理のあり方を社内で十分に検討することが必要であるとともに、企業の見解を監査法人に早期に伝達し、緊密なコミュニケーションを図ることにより、円滑な監査が行われつつあるという以下のような意見も相当数みられた。

- ・ IFRSは原則主義であり、企業の方針や主張が重視されるため、監査法人と協議する際に、会計処理の背景や根拠について以前よりも入念に社内を確認するようになった。そのうえで早めに監査法人に相談するようになった。
- ・ IFRSに移行することにより、監査上新たに必要な手順や確認しなければならないデータが発生する。当社側で監査人の作業がスムーズに進むように資料・データの提出方法を工夫すれば、監査工数を減らすことができるとともに、監査人からの迅速な結論の入手に繋がると考えている。

IFRSのメリットを最大限に活用するためには、上記のとおり、企業の側も自らのビジネスモデルを分析し、質の高い主張を監査法人に行うとともに、企業・監査法人の双方に、IFRSに精通した会計人材の裾野を広げていくことが、一層の会計実務の高度化・監査対応の円滑化につながると考えられる。

このため、企業の側では、社内研修会の実施、グループ会社への説明会の実施、決算業務におけるOJT、外部セミナーへの参加、IFRSを適用している海外子会社からの人員受入れ、IFRS導入経験者の採用等、幅広い施策を実施している。(「資料編」P58参照)

こうした取組みを通じて、更に、会計実務の高度化・監査対応の円滑化が図られるよう、引き続き関係者において、会計人材の裾野の拡大が図られることが期待される。

## VIII. まとめ

IFRSへの移行による実際のメリットについて、IV.と同様の6項目に順位づけをする形で書面調査を実施した。回答結果としては、60社中54社が、IFRSの任意適用に際して想定していたメリットと同順位を回答しており、IFRS任意適用企業の多くが、移行前に想定していたメリットを実際に享受していると考えられる。(「資料編」P66, 67参照)

また、デメリットについても、移行前に想定していなかったデメリットはほとんどないとの回答や、日本基準から I F R S への組替処理や複数帳簿管理などの負担は想定していたほどではなかった等の回答がみられた。

このように、今回の対象企業においては、想定されたメリットを概ね享受できたところであり、移行に当たっての課題と認識している「特定の会計項目への対応」や「人材の育成・確保」も、I F R S 適用実例の増加に伴い、監査対応も含めて改善に向かっている。

以上をまとめ、今後、I F R S 導入を検討している企業に関連して、大きく以下の4点がポイントとして挙げられる。

1. I F R S 導入の最大のメリットとして、「経営管理への寄与（経営管理の高度化）」を挙げている企業が多いこと

これはすなわち、I F R S の導入について、会計基準の変更という意味づけのみならず、企業の経営管理の高度化によって我が国企業の「競争力の強化としてアベノミクスの『稼ぐ力』の向上に資する」（企業の回答より）というような大局的な視点から、検討を進めることが重要であると認識している企業が多く存在していることを意味していると考えられる。

2. I F R S 導入のコストは、各企業の規模・導入目的によってまちまちであり、多様性があること

I F R S 導入のメリットとして、「経営管理への寄与」に次いで挙げられていたのが、「同業他社との比較可能性の向上」や「投資家への説明の容易さ」である。こうした場合には、システム対応においても、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心の対応も考えられ、子会社数も少なく単一業種の企業などでは、極めて少額のコストで移行している例がみられる。各企業においては、I F R S への移行にあたり自社の規模や導入目的に応じて、効率的で柔軟なコスト対応を図ることが期待される。

3. 会計人材の裾野の拡大

I F R S 移行時の課題として最も多数の企業が挙げたのが「特定の会計基準への対応」、特に見積りの要素が強い項目の会計処理であった。監査対応上も迅速性・円滑性に欠ける面があったり、企業の側も自社のビジネスモデルをどう会計処理するか、原則主義の I F R S の下で、練度が欠けるとともに、I F R S を理解できる人材の確保という問題があるとする企業も相当数みられた。今後、こうした課題は、適用企業数の拡大により解消



していくとは考えられるが、関係者における会計人材の裾野の拡大が一層期待される場所である。

#### 4. IFRSへの移行プロセスにあたり、他社との連携や他社事例の分析を活用すること

今後、導入を検討する企業に対し、導入済企業から、他社との連携や他社事例の分析が重要であるとの意見が数多く寄せられている。(「資料編」P 75, 76参照)

IFRSと日本基準との差異分析、社内体制の構築、会計項目に対する社内の考え方の整理、監査対応、システム対応など、すべての局面で、他社事例は参考になり、他社と連携することは効果的で円滑な移行プロセスにつながるという指摘がある。

本レポートでも、様々な導入企業の事例を紹介したが、こうした事例が、今後IFRSの導入を検討されている企業の参考になることを期待するところである。

平成 27 年 6 月 30 日

金融庁

## 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件は、我が国による I F R S に対する意見発信の一環として、本日、企業会計基準委員会（A S B J）が修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（以下「修正国際基準」という。）の公表を行ったことを受け、修正国際基準の適用が制度上、可能となるよう、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）等について、所要の改正等を行うものです。

### 1. 主な改正等の内容

#### （1）連結財務諸表規則等の改正

修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備しているなど、一定の要件を満たす株式会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができることとする規定を新設するほか、所要の改正を行います。

#### （2）企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、その旨を、また、提出会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容の記載を有価証券報告書に求めるほか、所要の改正を行います。

#### （3）告示の改正及び指定

一定の日までに企業会計基準委員会（A S B J）の名において公表が行われた修正国際基準を、金融庁長官が定める企業会計の基準とします。

その他、金融庁関係内閣府令等につき、所要の改正を行います。

### 2. 施行日

公布の日から施行します。（修正国際基準に係る改正については、平成 28 年 3 月 31 日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表等について適用を予定。）

改正案の具体的な内容については（別紙１）～（別紙３）を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、平成 27 年 7 月 30 日（木）17：00（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。](#)

#### 御意見の送付先

金融庁総務企画局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関 3-2-1

中央合同庁舎第 7 号館

ファックス：03-3506-6266

URL：<http://www.fsa.go.jp/>

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課

（連結財務諸表規則等関係 内線 3887、3810）

（開示府令関係 内線 3665）

総務企画局市場課

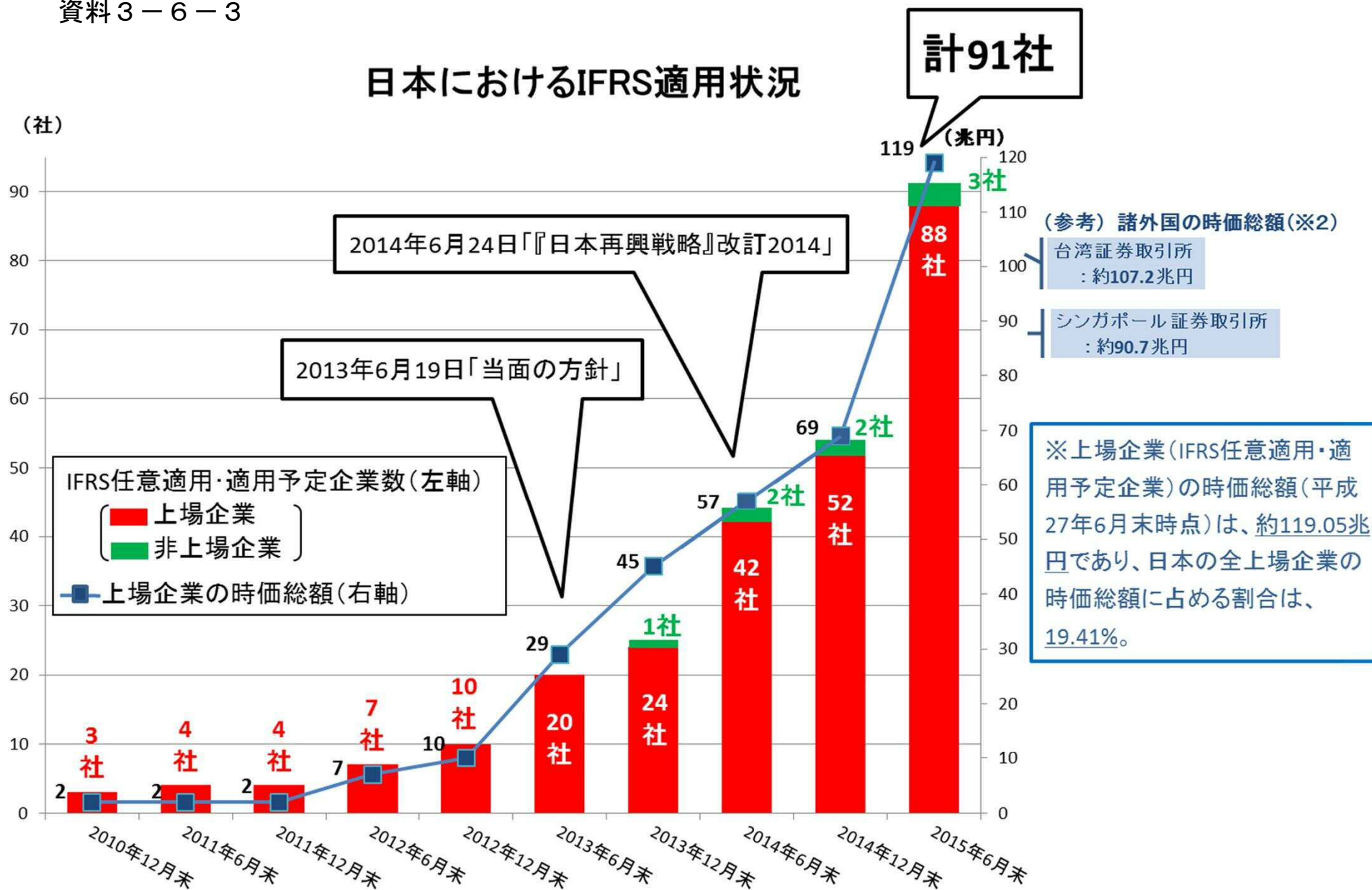
（金商業等府令関係 内線 3943）

総務企画局企画課信用制度参事官室  
(銀行法施行規則等関係 内線 3684、3577)

---

- (別紙 1) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正 (案)
- (別紙 2) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正 (案)
- (別紙 3) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について (連結財務諸表規則ガイドライン) 等の一部改正 (案)

## 日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2 World Federation of Exchangeより。データは2015年3月時点。1ドル=120.37円換算。

**外国監査法人等に対する検査監督の考え方****I 検査監督の基本的考え方について**

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注1)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり<sup>(注2)</sup>、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

**II 検査監督の実施について**

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

**1. 報告徴収**

審査会は、外国監査法人等から、届出書等<sup>(注3)</sup>として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注4)</sup>による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

## 2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

## 3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類<sup>(注5)</sup>に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

## 4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

## 5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)



## 諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

### I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等<sup>1</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年 9 月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方<sup>2</sup>」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

### II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の5つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- ・ 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- ・ 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- ・ 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- ・ 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- ・ 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

<sup>1</sup> 公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html>

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

### III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

#### 1. 監督構造

**原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。**

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 法的管轄域内において、例えば (1) 登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- ・ 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- ・ 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- ・ 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は (適切な冷却期間を伴った) 監査業務に従事していない者でなければならない。
- ・ 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- ・ 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- ・ 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- ・ 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- ・ 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

## 2. 検査

**原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。**

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。
- ・ 検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・ 監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・ 検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・ 監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。
- ・ 検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

## 3. 調査、改善命令及び懲戒処分

**原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。**

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。
- ・ 監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・ 監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

#### 4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- ・ 適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

#### 5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・ 監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

### IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR<sup>3</sup>のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

---

<sup>3</sup>International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)

平成 27 年 6 月 10 日

金融庁

**「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催について**  
**(地域の資本市場をめぐる地元経済界・資本市場関係者等による意見交換会)**

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」と題して、最近上場した地元企業や、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、取引所、証券会社、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るための会議を、福岡・大阪の二都市において、下記のとおり開催します。

**記**

1. 日時・会場

○ 福岡開催

日時：平成 27 年 6 月 23 日（火） 13:30～17:00

会場：福岡第一合同庁舎本館 5 階共用中会議室 A B

○ 大阪開催

日時：平成 27 年 6 月 26 日（金） 13:30～17:00

会場：近畿財務局 8 階大会議室（大阪合同庁舎第 4 号館）

2. 参加予定メンバー

地元企業、商工会議所、証券取引所、日本証券業協会、証券会社、地域金融機関、政府系金融機関、ベンチャーキャピタル、金融庁、経済産業省、財務局、経済産業局、大阪府（大阪開催）等（計 30 者程度）

※ 地域の資源を活用したプロジェクトを支援し、資金の地域循環や地方への新たな資金の流れをつくることを目的とした「ふるさと投資」連絡会議（事務局：内閣官房（内閣府地方創生推進室））とも連携。

3. 議事（予定）

議題 1：地元経済界から見た地域の資本市場

（1）企業の成長フェーズに応じた資金調達に係る事例や課題

－ プレゼンテーション（最近上場した地元企業、地元ベンチャー企業、取引所等）

－ 自由討議

(2) 地域のベンチャー企業等に対する成長マネー供給

－ プレゼンテーション（地元ベンチャーキャピタル、地域金融機関等）

－ 自由討議

議題2：成長マネー供給に向けた施策

－ プレゼンテーション（クラウドファンディングの活用事例等）

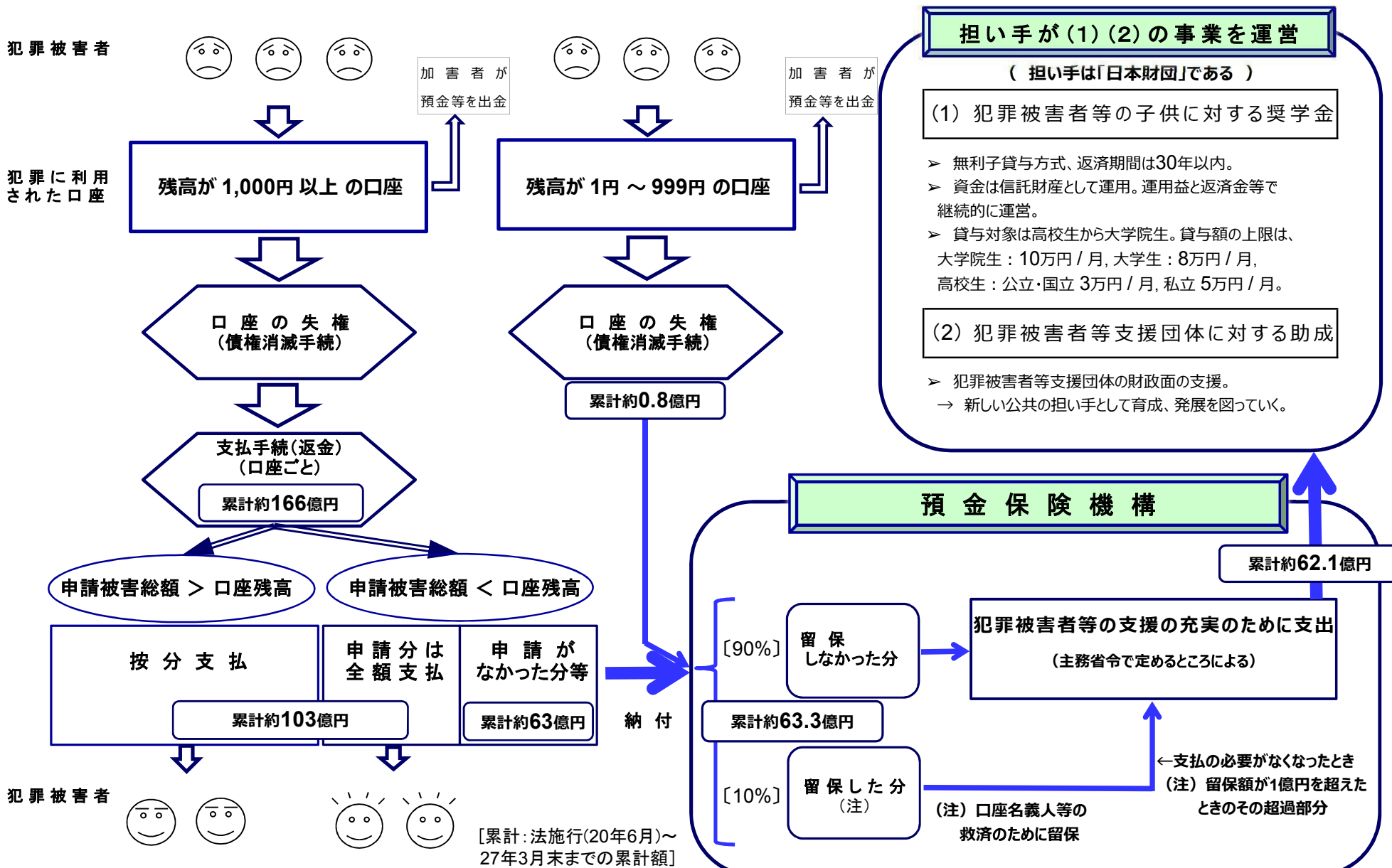
－ 自由討議

#### お問い合わせ先

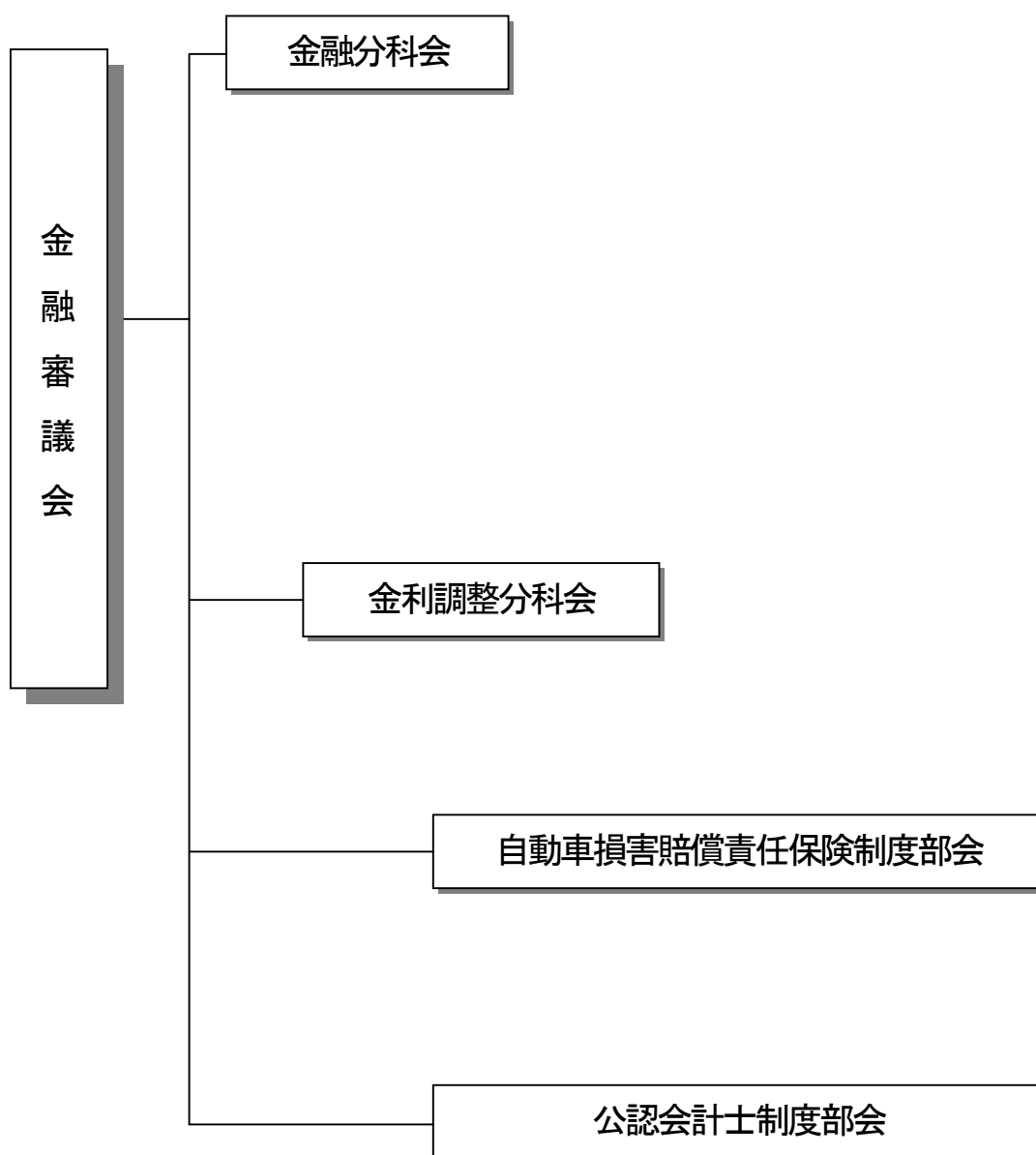
金融庁 03-3506-6000（代表）

総務企画局企画課（内線 3645、3520）

# 振り込め詐欺救済法の制度概要（平成27年3月末時点）



## 金融審議会の構成





## 金融審議会委員名簿

平成27年3月3日現在

会 長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授	
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージングディレクター	
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員	
	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	
	河野 栄子	三井住友海上火災保険株式会社社外取締役	
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授	
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授	
	田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)	
	田邊 栄一	三菱商事株式会社常務執行役員	
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長	
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授	
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
	臨時委員	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
		神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

[計19名]

(敬称略・五十音順)

平成 26 年 9 月 26 日

金融審議会

会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

記

○ 投資運用等に関する検討

投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること。

○ 決済業務等の高度化に関する検討

決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討すること。

## 投資運用等に関するワーキング・グループ メンバー名簿

平成26年10月1日現在

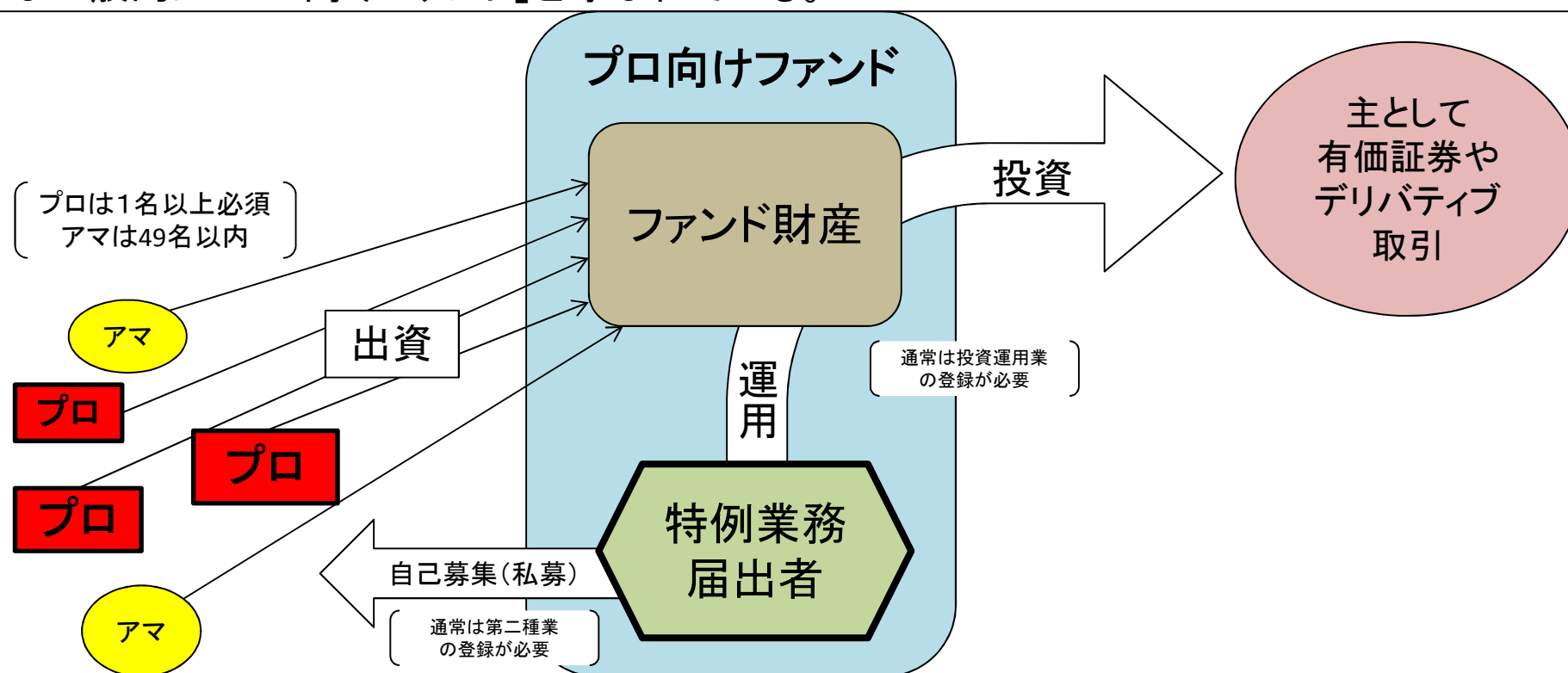
座長	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	池田 弘	日本ニュービジネス協議会連合会会長
	磯崎 哲也	フェムトグロースキャピタルLLPゼネラルパートナー
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
	太田 洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	尾崎 一法	日本ベンチャーキャピタル協会会長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒田 達也	事業創造大学院大学副学長
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	田島 優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	増田 悦子	全国消費生活相談員協会専務理事
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
オブザーバー	佐々木 啓介	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	鈴木 一広	消費者庁消費者政策課長
	岡崎 剛司	日本投資顧問業協会企画部長
	島村 昌征	第二種金融商品取引業協会事務局長

（注）上記4名の他、日本証券業協会、投資信託協会より参加

（敬称略）

資料5-1-5 適格機関投資家等特例業務(いわゆる「プロ向けファンド」)

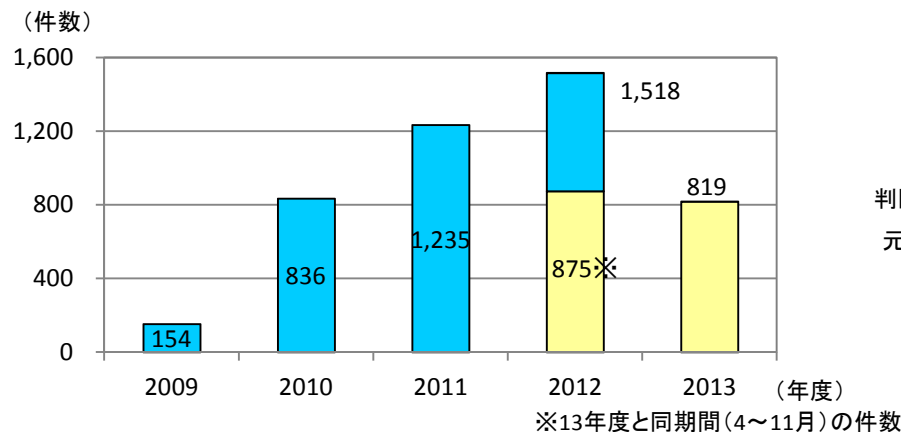
- 適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家および49名以内の一般投資家(アマ))を対象とするときに限り、当局に届出を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の2つの業務を行うことが可能となる。
  - ① 組合型集団投資スキーム持分の私募
  - ② 組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用
- このような業務を「適格機関投資家等特例業務」といい、組成された組合型集団投資スキームは一般的に「プロ向けファンド」と呼ばれている。



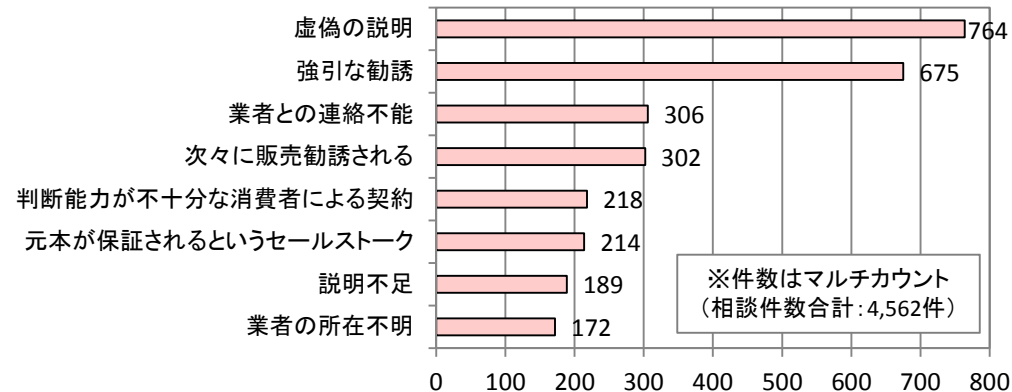
## プロ向けファンドに関連する問題

- プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者が、
- ① 他の金融商品取引業者と異なり行為規制が緩く、また、登録制でないこともあり、行政処分(業務改善・停止命令、登録取消)の対象となっていないこと、
  - ② 49名以内であれば投資の素人にも販売が可能なこと、
- を悪用し投資家に被害を与えるケースがあり、国民生活センターへの相談件数は増加傾向にある。

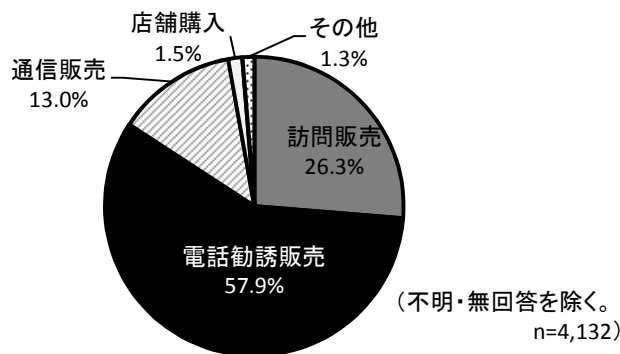
● 「プロ向けファンド」届出業者に関する相談件数



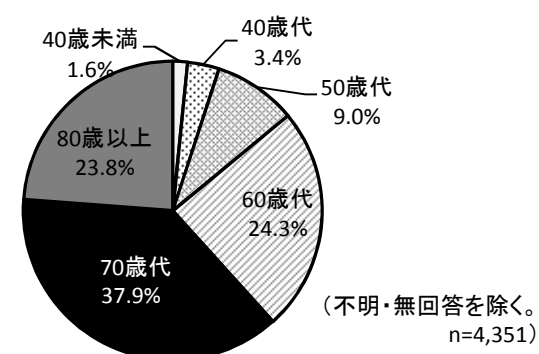
● プロ向けファンドに関する主な相談内容別件数



● プロ向けファンド販売購入形態別割合



● プロ向けファンド契約当事者年代別割合



(出典)国民生活センター「投資経験の乏しい者に『プロ向けファンド』を販売する業者にご注意！－高齢者を中心にトラブルが増加、劇場型勧誘も見られる－」(2013年12月19日公表)

## 金融審議会 投資運用等に関するワーキング・グループ 報告(平成27年1月28日)の概要 ～投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方～

### 「プロ向けファンド」を巡る状況

- ファンドは、リスクマネー供給において大きな役割を果たしており、ファンドによる成長資金の供給が円滑に行われるようにしていくことが求められている。
- 一方、投資家被害が増加している実情があり、ファンドへの信頼を確保することにより、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資家被害を適切に防止していくことが必要。
- 海外(米国、欧州、シンガポール)ではファンドにかかる規制が強化され、登録制・認可制・免許制が適用。  
米国におけるベンチャー・キャピタルは届出制となっているが、登録と同様の情報の提出等が求められ、各種の行為規制・行政処分の対象。
- プロ向けファンドを巡る被害については、以下のような問題がみられる。
  - ✓ 実際には適格機関投資家からほとんど出資を受けていない、詐欺的な勧誘
  - ✓ 出資金の契約とは異なる投資への流用
  - ✓ 運営内容について、十分な情報提供が行われない

### 適格機関投資家等特例業務制度のあり方

- 成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資家の保護を図っていくためには、出資者の範囲の見直しにとどまらず、総合的な対応を行っていくことが求められ、以下のような法律改正を含めた措置が必要。
  1. 適格機関投資家等特例業務の届出者
    - 拒否要件・欠格事由等の設定
    - 届出書の記載事項の拡充・公表
  2. 適格機関投資家の位置付け
    - 実態を伴わない適格機関投資家排除等のため、適格機関投資家の範囲や要件の設定
  3. 届出者に対する行為規制
    - 適合性原則(顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止)
    - 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面の交付義務等
  4. 問題のある届出者への対応
    - 業務改善・停止命令等の監督上の処分の導入、罰則の引上げ
    - 投資家保護の観点から検査を行うことができることを明確化
  5. 出資者の範囲
    - 投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定することが適当
    - 26年5月にパブリック・コメントに付された改正案に対して、出資者の範囲を拡大する修正を加えることが適当
    - 相応の体制が整備されることを前提に、ベンチャー・ファンドについては、以下のような者を含めること。
      - －上場会社等の役員・元役員
      - －新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者

## 「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」メンバー名簿

平成27年4月28日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	沖田 貴史	ベリトランス（株）代表取締役執行役員CEO
	翁 百合	（株）日本総合研究所副理事長
	尾中 壺行	三菱UFJニコス（株）営業本部次長
	小野 有人	中央大学商学部教授
	柏木 英一	（株）三菱東京UFJ銀行IT事業部長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー（株）決済金融カンパニープロデュース本部本部長
	関 聡司	楽天（株）執行役員 渉外室室長
	滝島 啓介	ウェルネット（株）取締役執行役員営業部長
	田邊 栄一	三菱商事（株）常務執行役員
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	東京大学大学院経済学研究科講師
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	浜 俊明	富士通（株）財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	堀 天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
	牧野 秀生	花王（株）経理企画部長
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科准教授
山上 聡	（株）NTTデータ経営研究所パートナー グローバル金融ビジネスユニット長	
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長	
オブザーバー	馬場 健	財務省大臣官房信用機構課長
	苗村 公嗣	経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長
	播本 慶子	日本銀行決済機構局決済システム課長

## リテール分野を中心としたイノベーション

## 最近の動向

- ITを活用した新しい決済サービス等が登場し、「FinTech」の台頭に見られるように、イノベーションが急速に進展、決済を起点として新たな金融ビジネスを展開する動きが拡大
- 多様なプレーヤーが、従来銀行が担ってきた業務を分化させつつ提供する動き(「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化)が進行
- 多様なプレーヤー間の連携・協働を通じた新たなビジネス展開が進んでいる
- 欧米の銀行では、投資先としてではなく、ITの取り込み自体を目的とした、ITベンチャーとの連携や買収が活発化

## 今後の課題

- 決済サービスや銀行業務のあり方そのものを併せて見直さなければ、世界的なイノベーションから遅れるおそれ。銀行のみならず多様なプレーヤーにより、競争的にイノベーションが進められるようにすることが重要
- IT分野の技術革新の多くが金融以外の領域で産み出されており、銀行サイドでも、“オープン・イノベーション”を重視した体制とビジネス・モデルを構築し、ITベンチャーとの連携など、戦略的にITの取り込みを図ることが重要

## 企業の成長を支える決済サービスの高度化

## 最近の動向

- キャッシュ・マネジメントや債権管理が、企業の競争力の重要な要素となる中、キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)は、欧米の主要銀行が邦銀より先行している、との指摘

## 今後の課題

- 邦銀、特に主要行において、世界的水準を念頭に、CMSの経営戦略上の位置付けを明確化
- 銀行のCMSは、そのIT戦略と密接に関連、銀行のIT投資の途を拡大していくことが重要な課題
- 邦銀の海外拠点における機動的な事業展開や、企業のグループ内又は国際的な資金管理・移動が円滑に行われるような環境整備が重要
- 電子記録債権の資金調達手段としての活用を促していくための方策について検討

## 決済インフラの改革

## 最近の動向

- 欧州における域内決済のシームレス化や米国FRBによる戦略文書の公表など、欧米では、競争力強化の観点から、取組みを強化

## 今後の課題

- わが国でも、金融・IT融合等が進む中、銀行業の将来像を見据え、国際的な動向や将来的なニーズも踏まえ、戦略的な改革が必要

## 国内外を通じたシームレス化

- 送金フォーマット項目等の国際標準化
- 国際的な相互接続等による、「ロー・バリュー送金」の提供
- 非居住者口座に係る円送金の全銀システムの取扱い
- APNなどアジアの決済インフラ構築に積極的に参画

## 機能拡大と高度化

- 情報量に富むXML電文への全面的な移行に向けて検討
- 決済インフラを銀行サービスのイノベーションの基盤として有効に活用することや、その機能を充実させることを検討

## イノベーション推進のための体制整備

- 迅速かつ機動的に、高度なサービスを提供することや、ニーズに応じて選択可能な決済インフラの構築

## 決済高度化に向けて以下の観点からの検討も重要

## 決済システムの安定性

- 多様なプレーヤーの拡大はイノベーションに貢献。他方、破綻等に伴うリスク増大のおそれ
- こうしたリスクの低減とともに、破綻時でも決済システムに大きな影響が生じないよう、実務面を含め、幅広い観点から検討

## 情報セキュリティ

- サイバー攻撃が巧妙化し、多様なプレーヤーが登場する中、「事業者におけるセキュリティ対策の向上」、「問題発生時の責任・損失分担」や「利用者のリテラシー向上」といった課題につき、検討を進めることが必要

## イノベーション促進と利用者保護

- イノベーション促進や利便性向上という観点と、利用者保護という観点の双方を踏まえる必要
- サービスの多様化が進む中、リスクに応じた実効性のある対応が必要

## 今後の審議

現在の「スタディ・グループ」を改組して「ワーキング・グループ」を設置

## 改革に向けたアクションプラン

海外の動向も踏まえつつ、包括的な改革のためのアクションプランを策定

## 法制面に関する課題

決済を取り巻く環境が変化中、必要に応じて法制面に関する課題について検討



平成 27 年 3 月 3 日

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により  
下記のとおり諮問する。

### 諮 問 事 項

#### ○ 金融グループを巡る制度のあり方に関する検討

金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討を行うこと。

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」  
メンバー名簿

平成27年6月29日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	川村 健一	(株)横浜銀行取締役常務執行役員
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小鈴 裕之	みずほ総合研究所(株)金融調査部長
	中村 善二	UBS証券(株)代表取締役兼CEO兼UBS銀行東京支店在日代表
	野崎 浩成	京都文教大学総合社会学部教授
	林田 晃雄	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	藤井 文世	(株)北洋銀行常務取締役
	藤原 弘治	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役執行役常務
	船津 浩司	同志社大学法学部准教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	宮本 勝弘	新日鐵住金(株)常務執行役員
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
吉崎 健	(株)NTTドコモ執行役員金融ビジネス推進部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	馬場 健	財務省大臣官房信用機構課長
	林 新一郎	日本銀行金融機構局審議役

(敬称略・五十音順)

## 背景

- 金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分であることが認識されている。
- 足許、金融グループの多様化・国際化等が進展しているが、持株会社その他の金融グループを巡る現行の制度は、これらの実態に必ずしも十分に適合していないとの指摘も存在。
  - 主要行グループを中心に、金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は低下の傾向
  - 他方で、近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れ
  - グループ全体の競争力強化に向けて、持株会社には、グループ全体での戦略的な経営方針の策定、的確な経営・リスク管理およびそのために必要な資本・資金の調達など、より幅広い中核的な役割が求められる傾向（これに対し、現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置づけ）
  - さらに、グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声

金融グループにおいて、持株会社が、より一層実体を持った中核的な存在としてその機能を発揮することを可能とするとともに、銀行本業とのシナジーが期待できる分野において柔軟な業務展開を可能とするため、金融グループを巡る制度のあり方について、検討が必要ではないか。

## 金融持株会社を通じた機能発揮

金融持株会社による戦略的な経営方針の策定

グループ全体の経営・リスク管理の強化

等

## グループ全体での柔軟な業務展開

金融持株会社等によるグループ共通業務の統合的な実施

金融持株会社傘下の子会社の業務範囲の柔軟化

等

金融事業を巡るシナジー、コスト削減効果の拡大

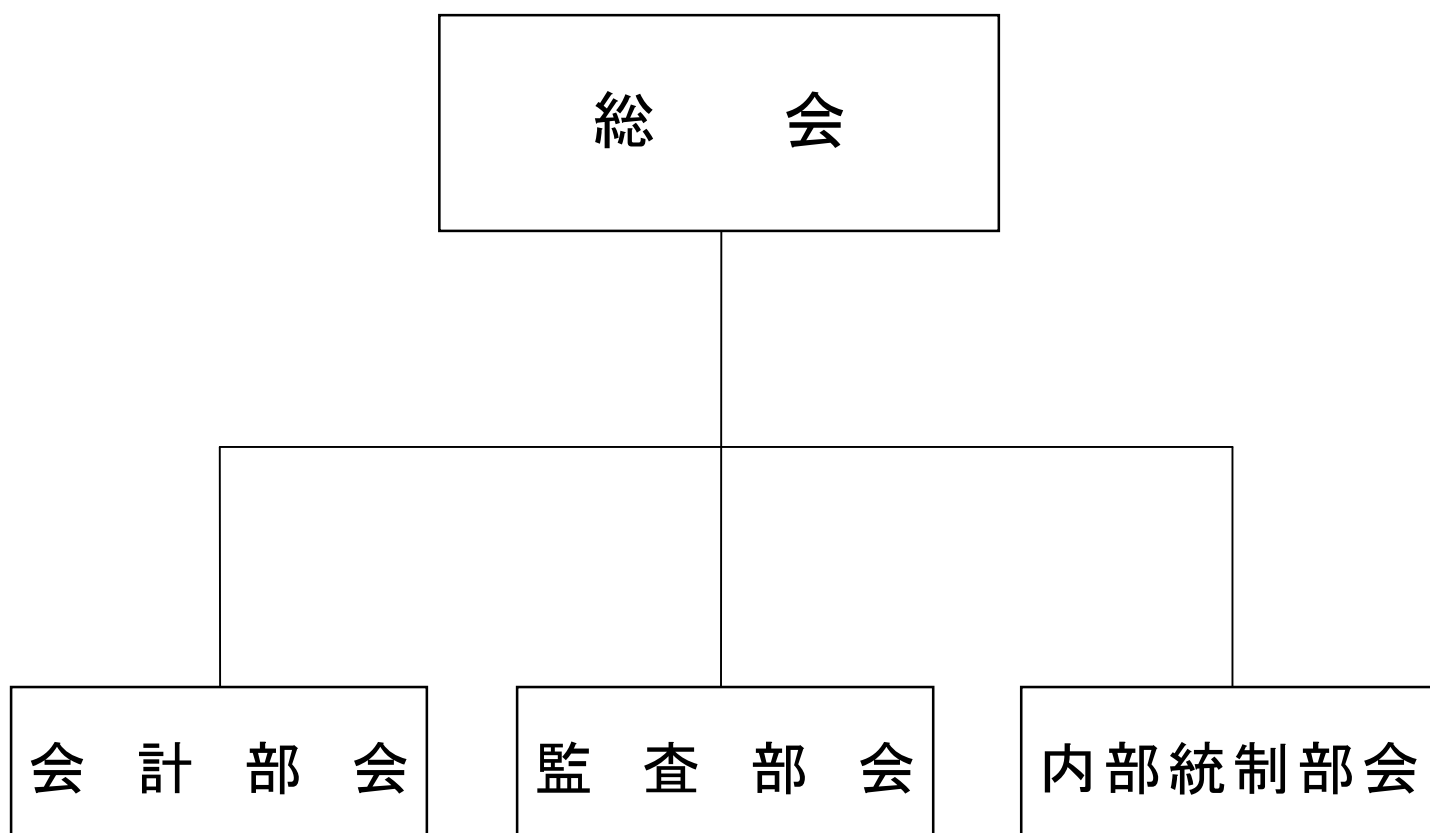
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成27年1月28日現在)

会 長	落 合 誠 一	中央大学法科大学院教授
委 員	相 原 康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	古 笛 恵 子	弁護士
	鈴 木 共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	徳 岡 宏 行	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	中 林 真理子	明治大学商学部教授
	中 村 純 誠	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	新 居 康 昭	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	広 重 美 希	一般社団法人消費者力開発協会理事
	福 田 弥 夫	日本大学通信教育部長・日本大学法学部教授
	堀 本 修 平	損害保険料率算出機構専務理事
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	石 井 正 三
桑 山 雄 次		全国遷延性意識障害者・家族の会代表
丹 野 美 絵 子		独立行政法人国民生活センター理事
野 尻 俊 明		流通経済大学法学部教授
矢 代 隆 義		一般社団法人日本自動車連盟副会長

(敬称略・五十音順)

## 企業会計審議会の組織



## 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成27年6月15日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁消費者教育・地方協力課長		植田 広信
国民生活センター相談情報部長		鈴木 基代
東京都消費生活総合センター所長		吉村 幸子
日本司法支援センター第一事業部情報提供課長		土田 篤志
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ		小浦 道子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会主任研究員		樋山 昌子
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		阿部 耕一
信託協会信託相談所長		岡本 康二
生命保険協会生命保険相談室長		酒巻 宏明
日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		森 栄二
保険オンブズマン専務理事		瀧下 行夫
日本少額短期保険協会事務局長		小泉 武彦
証券・金融商品あっせん相談センター業務部長		田口 順一
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		黒岩 篤行
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		阿部 吉邦
全国信用組合中央協会しんくみ相談所副所長		河野 哲也
全国労働金庫協会経営企画部長		渡部 勝
日本商品先物取引協会相談センター長		山寺 洋一郎
農林中央金庫総合企画部副部長(農漁協系統金融機関代表)		梅田 泰弘
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長		山口 真紀子
日本資金決済業協会事務局長		永 澤 修
(弁護士会)		
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士		井上 聡
西村あさひ法律事務所, 弁護士		森 倫洋
港共同法律事務所, 弁護士		石戸谷 豊
(学識経験者)		
生活経済ジャーナリスト		高橋 伸子
【座長代理】 早稲田大学大学院教授		犬飼 重仁
東京大学大学院法学政治学研究科教授		神作 裕之
【座長】 一橋大学大学院法学研究科教授		山本 和彦
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長		松尾 元信
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長		崎山 正夫
金融庁監督局総務課長		藤本 拓資
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		岩佐 圭祐
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		佐藤 秀一
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長		小林 正典
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		菱沼 宏之
農林水産省経営局金融調整課経営専門官		小林 一貴
		[計37名]
(事務局)		
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長		菅井 英彦
		[合計38名]

(敬称略、順不同)

## 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成12年 9月7日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11月8日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成13年 1月16日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4月3日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	○「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成14年 1月15日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(案)」について
10	2月8日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3月27日	○「苦情・紛争解決支援のモデル(案)に寄せられた意見」について
12	4月25日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5月23日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
14	6月17日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
15	7月22日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10月11日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(1)
17	11月5日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(2)
18	12月12日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(3) ○「機関間連携(総論)」について(1)
19	平成15年 2月5日	○「機関間連携(総論)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(1) ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4月21日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1) ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6月24日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(2) ○「消費者の認知に向けたPR」について
22	9月9日	○「公的機関との連携」について(1) ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11月25日	○「公的機関との連携」について(2) ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成16年 3月24日	○「平成15年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5月28日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成 16 年 6 月 24 日	○総合的な ADR の制度基盤の整備の検討状況について ○平成 15 年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9 月 10 日	○ADR 法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成 17 年 1 月 31 日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外の ADR 事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6 月 3 日	○平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について ○平成 16 年度中の苦情・紛争事例等について
30	10 月 27 日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成 18 年 6 月 23 日	○金融商品取引法等について ○平成 17 年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12 月 6 日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の平成 19 年 4 月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成 19 年 6 月 12 日	○ADR 法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成 18 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12 月 7 日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成 20 年 3 月 31 日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融 ADR 手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5 月 14 日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融 ADR の方向性について
37	6 月 17 日	○平成 19 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について
38	6 月 24 日	○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12 月 24 日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成 21 年 6 月 19 日	○平成 20 年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について



回数	開催日	議題
41	平成 23 年 2 月 14 日	○金融 ADR 制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議
42	12 月 1 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況 ○各指定紛争解決機関の利用者利便性向上に向けた取組状況等
43	平成 24 年 6 月 7 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 23 年度） ○無登録業者等に関する相談・苦情等の状況 ○利用者利便性向上に向けたアンケートの実施状況
44	11 月 22 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度上半期） ○指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析及び金融機関に対するフィードバックの状況 ○金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議の設置
45	平成 25 年 6 月 3 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度） ○金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめ及び指定紛争解決機関向けの監督指針（案） ○金融 ADR 連絡協議会の設置
46	12 月 6 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度上半期） ○各指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況 ○「第 2 回金融 ADR 連絡協議会」の概要報告
47	平成 26 年 5 月 29 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度） ○公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のための各指定紛争解決機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「第 3 回金融 ADR 連絡協議会」の概要報告
48	12 月 4 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度上半期） ○指定紛争解決機関における相談業務の状況等 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「第 4 回金融 ADR 連絡協議会」の概要報告
49	平成 27 年 6 月 15 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度） ○「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「金融 ADR 連絡協議会（第 5 回、第 6 回）」の概要報告

## 第 48 回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 26 年 12 月 4 日（木） 14:00 ～ 16:00

◇場所：中央合同庁舎第 7 号館 12 階 共用第 2 特別会議室

### 議 事 次 第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度上半期）

IV. 指定紛争解決機関における相談業務の状況等

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「第 4 回金融 ADR 連絡協議会」の概要報告

VII. 閉会

# 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成26年4月1日～平成26年9月30日)

## 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	277	538	▲27%	815	594	221	0	302	97	0	37	0	158	594	222	180	113	79	594
信託協会	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	83	195	▲4%	278	175	103	0	63	95	0	5	0	12	175	31	74	58	12	175
日本損害保険協会	1,000	1,391	9%	2,391	1,306	1,085	0	1,028	130	0	129	0	19	1,306	310	516	224	256	1,306
保険オンブズマン	33	132	▲18%	165	127	38	1	79	1	0	45	0	1	127	56	63	8	0	127
日本少額短期保険協会	15	54	▲6%	69	60	9	0	51	5	0	0	0	4	60	34	17	4	5	60
証券・金融商品 あっせん相談センター	41	279	▲43%	320	271	49	0	223	46	0	2	0	0	271	195	57	19	0	271
日本貸金業協会	1	53	1%	54	50	4	0	45	3	0	2	0	0	50	45	2	2	1	50
合計	1,450	2,642	▲11%	4,092	2,583	1,509	1	1,791	377	0	220	0	194	2,583	893	909	428	353	2,583

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

# 指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成26年4月1日～平成26年9月30日)

## 2. 紛争解決手続の実施状況

(単位: 件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	89	107	▲23%	196	92	104	46	0	37	0	9	0	0	0	92	0	19	48	25	92		
信託協会	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生命保険協会	80	98	1%	178	91	87	4	16	68	0	3	0	0	0	91	10	31	42	8	91		
日本損害保険協会	182	291	39%	473	239	234	38	37	149	0	12	0	0	3	239	2	56	109	72	239		
保険オンブズマン	7	10	▲44%	17	8	9	3	0	5	0	0	0	0	0	8	0	1	3	4	8		
日本少額短期保険協会	1	5	150%	6	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	6		
証券・金融商品 あっせん相談センター	16	46	▲36%	62	43	19	22	0	19	0	1	0	0	1	43	1	29	13	0	43		
日本貸金業協会	9	8	±0	17	8	9	5	0	0	0	0	0	0	3	8	0	5	1	2	8		
合計	384	565	3%	949	487	462	118	53	284	0	25	0	0	7	487	13	147	216	111	487		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

## 第49回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成27年6月15日（月） 16:00～18:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

### 議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成26年度）

IV. 「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第5回、第6回）」の概要報告

VII. 閉会

# 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

## 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	277	1,097	▲20%	1,374	1,167	207	0	594	184	0	71	0	318	1,167	430	381	225	131	1,167
信託協会	0	1	▲67%	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1
生命保険協会	85	477	28%	562	375	187	0	144	190	0	5	0	36	375	57	175	122	21	375
日本損害保険協会	1,000	3,120	21%	4,120	2,848	1,272	0	2,318	241	0	243	0	46	2,848	705	1,070	509	564	2,848
保険オンブズマン	33	264	▲12%	297	267	30	1	172	1	0	89	0	4	267	123	123	20	1	267
日本少額短期保険協会	15	100	▲2%	115	98	17	0	81	9	0	0	0	8	98	56	26	10	6	98
証券・金融商品 あっせん相談センター	42	580	▲33%	622	593	29	0	486	101	0	5	0	1	593	406	148	33	6	593
日本貸金業協会	1	94	▲1%	95	91	4	0	82	6	0	3	0	0	91	83	2	5	1	91
合計	1,453	5,733	1%	7,186	5,440	1,746	1	3,877	732	0	416	0	414	5,440	1,860	1,926	924	730	5,440

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

# 指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

## 2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

指定紛争解決機関名	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	89	200	▲19%	289	209	80	97	0	93	0	19	0	0	0	209	0	52	92	65	209		
信託協会	0	1	増減なし	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生命保険協会	80	194	▲4%	274	189	85	7	39	137	0	6	0	0	0	189	23	54	87	25	189		
日本損害保険協会	182	520	27%	702	489	213	88	74	295	0	27	0	0	5	489	4	100	240	145	489		
保険オンブズマン	7	22	▲12%	29	24	5	6	1	16	0	0	0	0	1	24	1	8	11	4	24		
日本少額短期保険協会	1	9	125%	10	7	3	0	0	6	1	0	0	0	0	7	0	7	0	0	7		
証券・金融商品 あっせん相談センター	16	101	▲13%	117	94	23	47	0	39	0	5	0	0	3	94	4	60	28	2	94		
日本貸金業協会	9	12	▲29%	21	16	5	8	0	4	0	0	0	0	4	16	0	6	5	5	16		
合計	384	1,059	4%	1,443	1,028	415	253	114	590	1	57	0	0	13	1,028	32	287	463	246	1,028		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

**【凡例】**

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

## 『日本再興戦略』改訂2015（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

### 成長戦略（改訂版）

#### 第一部・総論

#### 第二部・3つのアクションプラン

##### 一. 日本産業再興プラン

###### 1. 産業の新陳代謝の促進

- ・コーポレートガバナンスの強化
- ・企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等
- ・持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進
- ・多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進
- ・金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

###### 5. 立地競争力の更なる強化（5-2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等）

- ・決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討
- ・金融資本市場の利便性向上と活性化（インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの更なる普及、総合取引所の可及的速やかな実現 等）
- ・国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援
- ・IFRS任意適用企業の更なる拡大促進
- ・質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

##### 二. 戦略市場創造プラン

##### 三. 国際展開戦略

#### 第三部・改革のモメンタム～「改革2020」の推進～



# 『日本再興戦略』改訂2015（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策(1)

## 日本産業再興プラン 産業の新陳代謝の促進

### ◆ コーポレートガバナンスの強化

— 「コーポレートガバナンス・コード」及び「ステewardシップ・コード」が車の両輪となって企業の持続的な成長が促されるよう、その普及・定着を図るとともに、全般的な状況を把握・公表する。

### ◆ 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等

— 金融機関のガバナンスや経営体力の強化に向け、独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小等の動きを引き続き注視する。グローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、経営支援機能を常に十分に発揮できるよう、株価変動リスク等の縮減を求めていく。

### ◆ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

— 投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業の情報開示のあり方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

### ◆ 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進

— 投資型クラウドファンディングにかかる制度を活用するとともに、各種クラウドファンディング利用を促進する。  
— 「株主コミュニティ制度」を活用し、資金調達を支援する。  
— 地域金融機関等と地域経済活性化支援機構が連携し、「地域活性化・事業再生ファンド」を活用。地域への資金供給を促す。

### ◆ 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

— 金融機関における企業の事業性を評価する融資の取組やコンサルティング機能の強化、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用等の促進を図る。  
— 金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営情報を的確に把握することによって、運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資の取扱いについて明確化した金融検査マニュアルについて、周知・徹底を図る。

## 『日本再興戦略』改訂2015（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策(2)

### 日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

#### ◆ 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討

- グローバルに活動する日本企業の成長力強化等の観点から、決済高度化に向けたアクションプランを策定するとともに、制度面について検討を行う。
- 金融グループにおける経営・リスク管理機能、業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について検討を行う。

#### ◆ 金融資本市場の利便性向上と活性化

- 金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組みを積極的に進める。
  - ・インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの普及啓発
  - ・総合取引所の実現
  - ・債券市場の活性化、振替・清算機関の機能強化
  - ・国債や株式等の決済期間の短縮

#### ◆ 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援

- 日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充等を図る。

#### ◆ IFRS任意適用企業の更なる拡大促進

- 引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進を図るべく、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うとともに、上場企業が決算短信で開示しているIFRSの適用に関する検討状況を東京証券取引所と連携して分析しIFRSの適用状況の周知を図る。

#### ◆ 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

- 家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、販売会社・投資運用業者の双方に対し、その役割（フィデューシャリー・デューティー）を果たすよう促すとともに、来年から導入されるジュニアNISA（年間投資上限額80万円）を含めNISAの更なる利用拡大に向けた施策を推進する。

**「責任ある機関投資家」の諸原則**  
**《日本版スチュワードシップ・コード》**  
**～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～**

**日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会**

**平成 26 年 2 月 26 日**

「日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」  
メンバー名簿

平成26年2月26日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 猛行	ISS エグゼクティブ・ディレクター
	江口 高顕	一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程（経営法務） 在籍コンサルタント
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント投信(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	川田 順一	JXホールディングス(株)取締役常務執行役員
	橘・フクサ・咲江	G&S Global Advisors Inc.代表取締役社長
	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
	徳成 旨亮	三菱UFJ信託銀行(株)専務取締役
	野口 亨	DIAMアセットマネジメント(株)専務取締役
	濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事チーフインベストメントオフィサー
	古市 健	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松島 俊直	大和証券投資信託委託(株)代表取締役兼専務執行役員
幹事	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	白川 俊介	内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
	三浦 聡	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
	安井 良太	東京証券取引所上場部長

(敬称略・五十音順)

## 「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつなげるものである。

### 経緯及び背景

1. 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた<sup>1</sup>。
2. 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「本検討会」という。）が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、今般、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシッ

<sup>1</sup> 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

「本コード」(以下、「本コード」という。)を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については26の個人・団体から、英文については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

## 本コードの目的

4. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
5. 一方で、企業の側においては、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない<sup>2</sup>。
6. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

<sup>3</sup> 機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について可能な限り解釈の明確化が図られることが望ましい。(金融庁では別に示すような形(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)で「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、明確化を図っている。)

7. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（投資運用会社など）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（年金基金や保険会社など）である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」は、「資産保有者としての機関投資家」の期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」は、「資産運用者としての機関投資家」の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8. 本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

### 「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取べき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの

活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。
12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。
13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。
14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
  - ・ 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びステュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
  - ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
  - ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。
15. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として、



本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

## 本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

**原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

## 指針

- 1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」<sup>4</sup>（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。
- 1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則 4 の指針 4-1 参照）。

<sup>5</sup> 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

**原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

## 指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

**原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

## 指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

**原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

## 指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話<sup>6</sup>を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有<sup>7</sup>を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである<sup>8</sup>。
- 4-2. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである<sup>9</sup>。
- 4-3. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである<sup>10</sup>。

<sup>6</sup> その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

<sup>7</sup> 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

<sup>8</sup> 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

<sup>9</sup> 当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

<sup>10</sup> その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

**原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

## 指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである<sup>11</sup>。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。
- ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてよりの確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。
- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

<sup>11</sup> なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

**原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

## 指針

- 6-1. 「資産運用者としての機関投資家」は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである<sup>12</sup>。
- 6-2. 「資産保有者としての機関投資家」は、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである<sup>12</sup>。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである<sup>13</sup>。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

<sup>12</sup> ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

<sup>13</sup> なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。



**原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

## 指針

- 7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。
- 7-2. このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。
- 7-3. こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否かを適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

平成 27 年 6 月 11 日  
 金融庁

**「責任ある機関投資家」の諸原則**  
**《日本版ステュワードシップ・コード》**  
**～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～**  
**の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第 5 回）について**

「日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（座長 神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成 26 年 2 月 27 日に『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（以下、「本コード」といいます。）を策定・公表しています。

これを踏まえ、金融庁では、本コードの「受入れ表明」をしていただいた機関投資家のリストの公表・更新を 3 か月毎に行っています（[「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について](#)）。

今般、本年 3 月から 5 月末までの間に新たに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家を追加した更新版のリストを、別紙のとおり取りまとめたので、公表いたします。

※ 今後も、金融庁では、当該リストを 3 か月毎に更新・公表する予定です（具体的には、2、5、8、11 月末までの状況について、翌月上旬に更新・公表する予定です）。

なお、昨年 9 月 2 日に金融庁ウェブサイトにおいて、「[機関投資家等の皆さまへ](#)」と題するメッセージを公表しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

（別紙）[『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリスト](#)

（参考）[上記リストのうち、本年 3 月から 5 月末までの間に新たに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家を色分けしたもの](#)

これまでに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家について、業態別に分類した結果は、以下のとおりです。

・ 信託銀行等	: 7	【第 4 回から 1 増加】
・ 投信・投資顧問会社等	: 133	【第 4 回から 4 増加】
・ 生命保険会社	: 17	【第 4 回から変動なし】
・ 損害保険会社	: 4	【第 4 回から変動なし】
・ 年金基金等	: 23	【第 4 回から 2 増加】
・ その他（議決権行使助言会社他）	: 7	【第 4 回から変動なし】
（合 計）	: 191	【第 4 回から 7 増加】

次回については、本年8月末までの状況について、9月上旬に公表する予定としていますが、新たに「受入れ表明」をしていただく機関投資家は、「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」の公表を行ったウェブサイトのアドレスに加えて、機関投資家名、担当者氏名、連絡先（住所、電話番号又はメールアドレス）を明記の上、平成27年8月31日（月）17時00分（必着）までに、[jstewardship@fsa.go.jp](mailto:jstewardship@fsa.go.jp)までご連絡下さい。

なお、自己のウェブサイトを持していない機関投資家に限っては、上記の「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」を、PDF形式で、上記連絡先に送付していただくことをもって、ウェブサイトでの公表に代えることも可能としています。

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課

(内線 3836、3671)

---

平成 26 年 9 月 2 日

金 融 庁

## 機関投資家等の皆さまへ

### 【コードの受入れを検討中の機関投資家の皆さまへ】

- 2014 年 8 月末時点で、すでに 160 の機関投資家から、日本版スチュワードシップ・コード（以下「本コード」）の受入れ表明が行われました。

受入れの是非を検討中の内外の機関投資家におかれては、自らの置かれた状況を踏まえつつ投資先企業との建設的な対話を促進するという、本コードの趣旨・精神を踏まえ、前向きなご検討をお願いいたします。

- 特に、資産保有者としての機関投資家（アセット・オーナー）による受入れは、本コード推進の駆動力の一つであり、大きな意味を持っています。

「受入れ表明」「スチュワードシップの基本方針」等については、自己のウェブサイトで公表頂くことが原則ですが、年金基金をはじめウェブサイトを持っていない機関投資家におかれては、金融庁指定のメールアドレスに送付して頂き、金融庁のウェブサイトに掲載することも可能としておりますので、前向きなご判断を歓迎いたします。

### 【コードの受入れを行った機関投資家の皆さまへ】

- 本コードは、法令等に代表される「ルールベース・アプローチ」ではなく、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しています。

今般、これまでに本コードを受け入れたすべての機関投資家の「基本方針」等が出揃うこととなりましたが、今後、これらの機関投資家がスチュワードシップ活動を本格化していくに当たっては、本コードの形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切な活動であるか否か、という観点を大切に頂くようお願いいたします。

例えば、「対話」の回数自体を競ったり、外形的・機械的な手法（box-ticking approach）のみで投資先企業を評価したりする「形式主義」は、本コードの趣旨・精神とは相容れないものと考えられます。

- また、本コードは、「最低限満たすべき水準の一律な実現」ではなく、それぞれの機関投資家が、自らの置かれた状況を踏まえた上で、創意工夫と差別化の努力を積み重ねていくことにより、全体として、これを超えた水準（ビヨンド・ミニマム・リクワイアメント）の実現を目指そうとするものです。  
従って、各機関投資家の「基本方針」等についても、「いったん公表したものは変えない」というのではなく、改訂を積み重ね、さらなる改善を図っていくという考え方が、コードの趣旨・精神と整合するものと考えられます。

【受益者等の皆さまへ】

- 本コードは、一律に遵守（コンプライ）することを求めるものではありません。例えば運用方針や規模などに照らし、一部についてコンプライすることが適当でないと考える事情が存在するのであれば、機関投資家は、その旨を受益者等に対してしっかりと説明（エクスプレイン）することにより対応することが想定されています。  
その際には、形式的・表面的な説明や、ひな型（boiler-plate）的な説明は避けるべきですが、受益者等（アセット・オーナーを含む）におかれても、機関投資家がコンプライではなく、しっかりとエクスプレインを行っている場合には、機械的に消極的評価を行うのではなく、コードの趣旨を踏まえた評価に努めて頂けるようお願いいたします。

（以上）

コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方

**コーポレートガバナンス・コード原案**

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

平成27年3月5日

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」

平成27年3月5日現在

座長	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
メンバー	内田 章	東レ(株)常務取締役
	太田 順司	公益社団法人 日本監査役協会最高顧問
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	スコット キャロン	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
	武井 一浩	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	富山 和彦	(株)経営共創基盤代表取締役CEO
	中村 美華	(株)セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松井 忠三	(株)良品計画代表取締役会長
	森 公高	日本公認会計士協会会長
	アドバイザー (国際機関)	マッツ イサクソン
幹事	坂本 三郎	法務省大臣官房参事官
	中原 裕彦	経済産業省経済産業政策局産業組織課長

(敬称略・五十音順)

事務局 金融庁、(株)東京証券取引所

## コーポレートガバナンス・コードについて

本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コード（原案）は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

### 経緯及び背景

1. 我が国におけるコーポレートガバナンスを巡る取組みは、近年、大きく加速している。
2. 平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版ステewardシップ・コード）について検討し、取りまとめる」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成 25 年 8 月、金融庁に設置された「日本版ステewardシップ・コードに関する有識者検討会」において検討が開始され、平成 26 年 2 月に「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステewardシップ・コード》」（以下、序文において「ステewardシップ・コード」という。）が策定・公表され、実施に移されている。  
また、法務省法制審議会は、平成 24 年 9 月に「会社法制の見直しに関する要綱」を採択したが、その後、社外取締役を選任しない場合における説明義務に関する規定なども盛り込んだ上で、会社法改正案が国会に提出され、平成 26 年 6 月に可決・成立している。
3. 更に、上記の「日本再興戦略」においては、「国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける」との施策も盛り込まれていたが、これを受けて、日本取引所グループにおいて「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、『投資者にとって投資魅力の高い会社』で構成される新しい株価指数」である「JPX 日経インデックス 400」が設定され、平成 26 年 1 月 6 日より算出が開始されている。
4. こうした中、平成 26 年 6 月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014」において、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃まで



を目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成26年8月、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下、「本有識者会議」という。）が設置された。本有識者会議は、8月から計9回にわたり議論を重ね、今般、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・コード（原案）」（以下、「本コード（原案）」という。）の形で取りまとめた。なお、『日本再興戦略』改訂2014において、コードの策定に当たっては「OECDコーポレート・ガバナンス原則」を踏まえるものとする」と明記されたことを受けて、本有識者会議は同原則の内容に沿って議論を行ってきており、本コード（原案）の内容は同原則の趣旨を踏まえたものとなっている。また、本コード（原案）の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリック・コメントを実施し、和文については80の個人・団体から、英文については41の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本有識者会議は、これらの意見についても議論を行い、本コード（原案）の取りまとめに反映させていただいた。

5. 今後、東京証券取引所において、『日本再興戦略』改訂2014を踏まえ、関連する上場規則等の改正を行うとともに、本コード（原案）をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を制定することが期待される。

## 本コード（原案）の目的

6. 本コード（原案）は、『日本再興戦略』改訂2014に基づき、我が国の成長戦略の一環として策定されるものである。冒頭に掲げたように、本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識の下、本コード（原案）には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んでいる。
7. 会社は、株主から経営を付託された者としての責任（受託者責任）をはじめ、様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して運営されることが重要である。本コード（原案）は、こうした責務に関する説明責任を果たすことを含め会社の意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果敢な意思決定を促すことを通じて、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。本コード（原案）では、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いている。

本コード（原案）には、株主に対する受託者責任やステークホルダーに対する責務を踏まえ、一定の規律を求める記載が含まれているが、これらを会社の事業活動に対する制約と捉えることは適切ではない。むしろ、仮に、会社においてガバナンスに関する機能が十分に働かないような状況が生じれば、経営の意思決定過程の合理性が確保されなくなり、経営陣が、結果責任を問われることを懸念して、自ずとリスク回避的な方向に偏るおそれもある。こうした状況の発生こそが会社としての果敢な意思決定や事業活動に対する阻害要因となるものであり、本コード（原案）では、会社に対してガバナンスに関する適切な規律を求めることにより、経営陣をこうした制約から解放し、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境を整えることを狙いとしている。

8. 本コード（原案）は、市場における短期主義的な投資行動の強まりを懸念する声が聞かれる中、中長期の投資を促す効果をもたらすことをも期待している。市場においてコーポレートガバナンスの改善を最も強く期待しているのは、通常、ガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる中長期保有の株主であり、こうした株主は、市場の短期主義化が懸念される昨今においても、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在である。本コード（原案）は、会社が、各原則の趣旨・精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を検討し、自律的に対応することを求めるものであるが、このような会社の取組みは、スチュワードシップ・コードに基づくこうした株主（機関投資家）と会社との間の建設的な「目的を持った対話」によって、更なる充実を図ることが可能である。その意味において、本コード（原案）とスチュワードシップ・コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待される。

#### 「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コード（原案）において示される規範は、基本原則、原則、補充原則から構成されているが、それらの履行の態様は、例えば、会社の業種、規模、事業特性、機関設計、会社を取り巻く環境等によって様々に異なり得る。本コード（原案）に定める各原則の適用の仕方は、それぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。
10. こうした点に鑑み、本コード（原案）は、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現することができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、スチュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものであるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、

各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。このため、本コード（原案）で使用されている用語についても、法令のように厳格な定義を置くのではなく、まずは株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、本コード（原案）の趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されている。

株主等のステークホルダーが、会社との間で対話を行うに当たっても、この「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. また、本コード（原案）は、法令とは異なり法的拘束力を有する規範ではなく、その実施に当たっては、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コード（原案）の各原則（基本原則・原則・補充原則）の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないとする原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。
12. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、ステュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものの、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。本コード（原案）の対象とする会社が、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには十分な留意が必要であり、会社側のみならず、株主等のステークホルダーの側においても、当該手法の趣旨を理解し、会社の個別の状況を十分に尊重することが求められる。特に、本コード（原案）の各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレートガバナンスが実現されていない、と機械的に評価することは適切ではない。一方、会社としては、当然のことながら、「実施しない理由」の説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう工夫すべきであり、「ひな型」的な表現により表層的な説明に終始することは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に反するものである。

## 本コード（原案）の適用

13. 本コード（原案）は、我が国取引所に上場する会社を適用対象とするものである<sup>1</sup>。その際、本則市場（市場第一部及び市場第二部）以外の市場に上場する会社に対する本コード（原案）の適用に当たっては、例えば体制整備や開示などに係る項目の

---

<sup>1</sup> 我が国取引所に上場する外国会社については、一般に、そのガバナンスに関して別途適用を受ける本国の規制が存在し、その内容が本コード（原案）と異なり得るため、本コード（原案）の内容をそのままの形で適用することが適切でない場合も想定される。このため、その取扱いに関しては、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

適用について、こうした会社の規模・特性等を踏まえた一定の考慮が必要となる可能性があり得る。この点に関しては、今後、東京証券取引所において、本コード（原案）のどの部分に、どのような形での考慮が必要かについて整理がなされることを期待する。

14. 我が国の上場会社は、通常、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することとされている。本コード（原案）は、もとよりいずれかの機関設計を従えるものではなく、いずれの機関設計を採用する会社にも当てはまる、コーポレートガバナンスにおける主要な原則を示すものである。

我が国の上場会社の多くは監査役会設置会社であることを踏まえ、本コード（原案）には、監査役会設置会社を想定した幾つかの原則（監査役または監査役会について記述した原則）が置かれているが、こうした原則については、監査役会設置会社以外の上場会社は、自らの機関設計に応じて所要の読替えを行った上で適用を行うことが想定される。

15. 本コード（原案）は、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成27年6月1日から適用することを想定している。

なお、本コード（原案）の幾つかの原則については、例えば体制整備に関するもの等を中心に、各会社の置かれた状況によっては、その意思があっても適用当初から完全に実施することが難しいことも考えられる。その場合において、上場会社が、まずは上記の適用開始に向けて真摯な検討や準備作業を行った上で、なお完全な実施が難しい場合に、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明（エクスプレイン）することにより、対応を行う可能性は排除されるべきではない。

また、本コード（原案）には、会社が「エクスプレイン」を行う場合を含め、幾つかの開示や説明を求める旨の記載があるが、これらのうちには、特定の枠組み（例えば、コーポレート・ガバナンスに関する報告書）の中で統一的に開示・説明を行うことが望ましいものもあると考えられることから、この点については、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

#### **本コード（原案）の将来の見直し**

16. 上述のとおり、本コード（原案）は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであるが、不変のものではない。目まぐるしく変化する経済・社会情勢の下で、本コード（原案）がその目的を果たし続けることを確保するため、本有識者会議は、本コード（原案）が定期的に見直しの検討に付されることを期待する。

**【株主の権利・平等性の確保】**

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

**【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】**

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

**【適切な情報開示と透明性の確保】**

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

#### 【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

**【原則 1-1. 株主の権利の確保】**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

*〔背景説明〕*

一般に我が国の上場会社は、他国の上場会社に比して幅広い事項を株主総会にかけているとされる。しかしながら、上場会社に係る重要な意思決定については、これを株主の直接投票で決することが常に望ましいわけではなく、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、会社法が認める選択肢の中でその意思決定の一部を取締役に委任することは、経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある。このような委任が適切であるか否かは、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かに左右される部分が大きいと考えられる。

- 1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

**【原則 1-2. 株主総会における権利行使】**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

**補充原則**



1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

[背景説明]

株主総会開催手続きについては、本有識者会議において、以下の議論があった。

- ・ 基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい（英国では、2日間以内）。
- ・ 招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい（英国では、約4週間以上）。
- ・ 決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。
- ・ 以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を7月（3月期決算の会社の場合）にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。

なお、以上の方向で考える場合、（監査済財務情報の提供時期や株主総会の開催時期が後倒しになることが考えられることから、）決算短信によるタイムリーな情報提供が一層重要となることや、例外的な事象が生じた場合も視野に入れた他の制度との整合性の検討が必要となることなどにも留意が必要である。

本問題については、本コード（原案）に寄せられるパブリック・コメント等の内容も踏まえつつ、必要に応じ、本有識者会議において引き続き議論を行い、東京証券取引所における最終的なコードの策定に反映される必要があるか否かを検討することとする。

1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信

託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

**【原則 1－3. 資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

**【原則 1－4. いわゆる政策保有株式】**

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

**【原則 1－5. いわゆる買収防衛策】**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**補充原則**

- 1－5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

**【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**【原則 1－7. 関連当事者間の取引】**

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

**【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】**

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

**【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】**

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

**補充原則**

2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

*〔背景説明〕*

*上記の行動準則は、倫理基準、行動規範等と呼称されることもある。*

**【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

2-3① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

**【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

**【原則 2－5． 内部通報】**

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

**補充原則**

- 2－5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

**【原則 3-1. 情報開示の充実】**

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

**補充原則**

- 3-1① 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

**【原則 3-2. 外部会計監査人】**

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
  - (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
  - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認



3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 考え方

上場会社は、通常、会社法（平成26年改正後）が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コード（原案）を策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コード（原案）には、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれてお

り、本コード（原案）は、上場会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

**【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

**補充原則**

４－１① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

４－１② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

４－１③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

**【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】**

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

**補充原則**

４－２① 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報

酬との割合を適切に設定すべきである。

**【原則 4-3. 取締役会の役割・責務(3)】**

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

**補充原則**

4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

4-3② コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

**【原則 4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

**補充原則**

4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせるべきである。また、

監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

**【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

**【原則４－６．経営の監督と執行】**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

**【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】**

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

**【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべき

である。

〔背景説明〕

独立社外取締役を巡っては様々な議論があるが、単にこれを設置しさえすれば会社の成長が図られる、という捉え方は適切ではない。独立社外取締役を置く場合には、その期待される役割・責務に照らし、その存在を活かすような対応がとられるか否かが成否の重要な鍵となると考えられる。(独立)社外取締役については、既に会社法(平成26年改正後)や上場規則が1名以上の設置に関連する規定を置いており、実務上もこれに沿った対応が見られるが、本コード(原案)では、独立社外取締役を複数名設置すればその存在が十分に活かされる可能性が大きく高まる、という観点から、「少なくとも2名以上」との記載を行っている。

なお、本有識者会議において、関係団体の中には、独立役員の内閣選任を促進する観点から、その候補に関する情報の蓄積・更新・提供をするなどの取組みを行っている団体もあり、今後、こうした取組みが更に広範に進められていくことが期待される、との指摘があった。

## 補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

〔背景説明〕

独立社外者のみを構成員とする会合については、その構成員を独立社外取締役のみとすることや、これに独立社外監査役を加えることが考えられる。

- 4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

## 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

〔背景説明〕

金融商品取引所が定める独立性基準やこれに関連する開示基準については、その内容が抽象的で解釈に幅を生じさせる余地があるとの見方がある。これについては、適用における柔軟性が確保されているとの評価がある一方で、機関投資家や議決権行使助言会社による解釈が様々に行われる結果、上場会社が保守的な適用を行うという弊害が生じているとの

指摘もある。また、これらの基準には、幾つかの点において、諸外国の基準との差異も存在するところである。本有識者会議としては、今後の状況の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する。

**【原則 4-10. 任意の仕組みの活用】**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

**補充原則**

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

*〔背景説明〕*

取締役会に期待される説明責任の確保や実効性の高い監督といった役割・責務に関しては、監査や指名・報酬に係る機能の重要性が指摘されている。また、諸外国では、こうした機能に関しては特に独立した客観的な立場からの判断を求めている例も多い。こうした機能(監査役会・監査等委員会が関与する監査を除く)の独立性・客観性を強化する手法としては、例えば、任意の諮問委員会を活用することや、監査等委員会設置会社である場合には、取締役の指名・報酬について株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会を活用することなどが考えられる。その際には、コーポレートガバナンスに関連する様々な事項(例えば、関連当事者間の取引に関する事項や監査役の指名に関する事項等)をこうした委員会に併せて検討させるなど、会社の実情に応じた多様な対応を行うことが考えられる。

**【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

## 補充原則

- 4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
- 4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
- 4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

### 【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

## 補充原則

- 4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。
- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
  - (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
  - (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
  - (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
  - (v) 審議時間を十分に確保すること

### 【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。



また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。  
取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

#### 補充原則

- 4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。
- 4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。
- 4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

#### 【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

#### 補充原則

- 4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。
- 4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

### 考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

**【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】**

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

**補充原則**

5－1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

5－1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（i）株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ii）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（iii）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に係る取組み

（iv）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

（v）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

5－1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

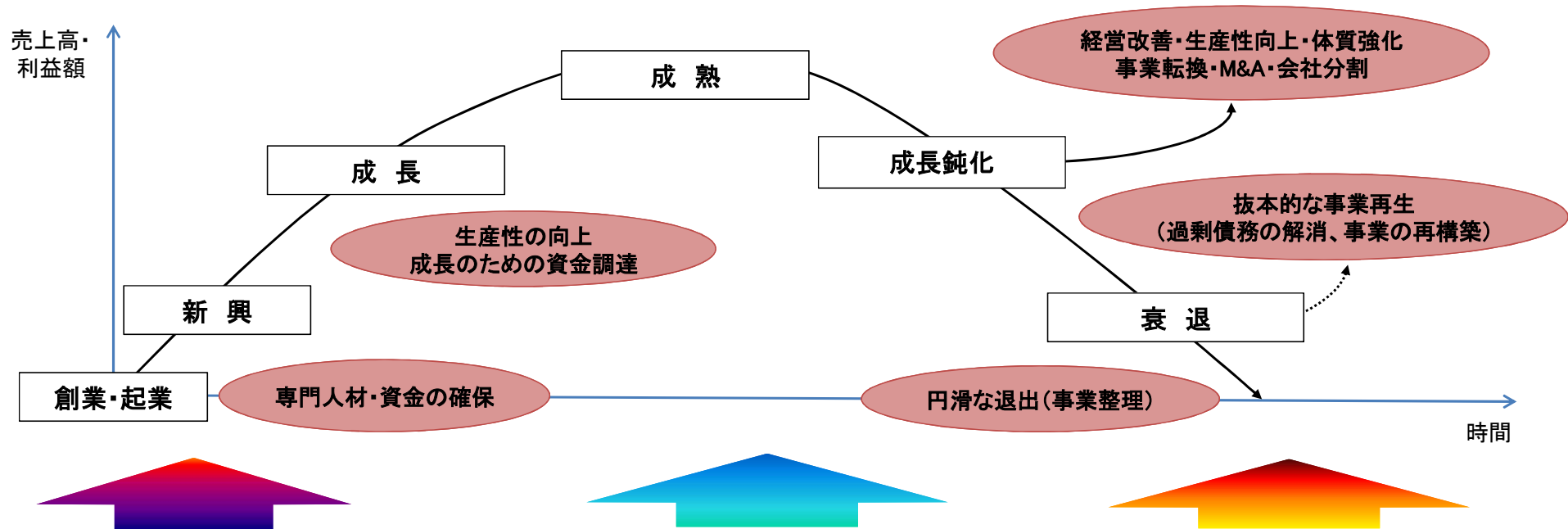
**【原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】**

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

# 産業・金融一体となった総合支援体制の整備 —金融等による「地域企業応援パッケージ」—

地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた取組や地域における金融機能の高度化が必要。  
 ⇒ 金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定し、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。

## 企業のライフステージと経営課題(イメージ)



## 金融等による「地域企業応援パッケージ」

埋もれている地域資源を活用した事業化

サービス業をはじめとした生産性の向上

再出発に向けた環境整備、事業承継支援等

## 〔埋もれている地域資源を活用した事業化〕

### 〔課題〕

- 地域が人口減少・少子高齢化等に直面する中であって、地域経済を振興するためには、域外からの収入を増大させる取組みが必要。
- 地域には、優れた伝統工芸、質の高いリゾート、高級食材など、国内だけでなくグローバルにみて魅力のある資源が活用できずに埋もれている可能性。



### 〔総合戦略に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 地域資源の活用やブランド化等に資する事業に対するクラウド・ファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）について、地方公共団体・金融機関・支援団体等の連携に基づく情報提供や普及に係る適切な体制整備等。
- 創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援等。
- 日本政策投資銀行によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開等。

# 〔 サービス業をはじめとした生産性の向上 〕

## 〔課題〕

- 人口減少等に直面する地域の企業・産業は、成長鈍化・衰退に陥りがち。  
早めの経営改善（含む事業転換・M&A等）に取り組むことにより、生産性を向上させ、企業・産業の持続可能性を高める。



## 〔総合戦略に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進。
  - 地域経済活性化支援機構（REVIC）の事業性評価等をサポートする「特定専門家派遣機能」及び新たに創設する「地域金融機関向け短期トレーニー制度（仮称）」の活用。
  - 目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るための金融検査マニュアルの明確化 等
- 「プロフェッショナル人材センター（仮称）」の整備、経営（サポート）人材のマッチングを行うREVICの子会社の設立・稼働。
- 地域企業の経営基盤の強化等のため、日本政策投資銀行による地域向けリスクマネー供給の強化及び民間金融機関の供給しにくい分野に対する安心の下支えのための政府系金融機関の機能確保。
- 中小企業再生支援協議会による中小企業・小規模事業者の再生及び認定支援機関を活用した経営改善計画の策定等支援等。

## 〔基本方針に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- サービス産業の生産性向上
  - よろず支援拠点、地域金融機関、商工会議所、教育機関、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構等の連携強化を図り、地域のサービス産業プラットフォームを形成。さらに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促進。
- 「プロフェッショナル人材」の地方還流
  - プロフェッショナル人材戦略拠点（「人材戦略拠点」）を整備・稼働し、経営（サポート）人材のマッチングを行うREVICの子会社や地域金融機関等との連携を促進。人材供給側の企業について、従業員等の幅広いニーズの喚起やセカンドキャリア支援制度と連携。
- ローカルベンチマーク等の整備
  - 地域企業の経営体制の改善等の観点から、ローカルベンチマークを整備し、地域企業に対する産業・金融の支援策において活用。
- リスク性資金の充実
  - 地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するため、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンド、株式会社商工組合中央金庫によるグローバルニッチトップ企業及び地域中核企業等に対する長期性資金や株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用等を促進。
  - 地域金融機関等設立のファンドや株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務等を含め、地方向けエクイティファンドの活用を促進。
- 地域企業・産業の成長戦略策定促進
  - 人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促進。
- 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化
  - 創業支援等の分野において、地域における金融機能の高度化を図る等の観点から、民間金融機関と政府系金融機関との具体的な協働案件の発掘、組成を通じたノウハウシェアなどの連携を促進。このため、政府の支援体制を整備。

# 〔再出発に向けた環境整備、事業承継支援等〕

## 〔課題〕

- 事業の改善・再構築が見込めない企業が、事業の将来展望が描くことのできないまま事業を継続。その結果、経営者自身の再チャレンジが困難になるだけでなく、従業員、取引先等に迷惑をかけるおそれ。



## 〔総合戦略に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 金融機関とREVICが連携したファンドの活用等による抜本的な事業再生支援等の取組の促進。
- 経営者保証に関するガイドラインの活用やREVICによる経営者保証付債権等の買取り・整理等支援の強化、事業承継の円滑化等。

## 〔基本方針に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
  - 事業承継の機会をとらえて、地域企業が新たな事業展開や必要な経営改善等に取り組むことを促進する観点から、事業引継ぎ支援センターの拡充や地域金融機関との連携を強化。また、地域の中小企業・小規模事業者が抜本的な事業再生のための対策を策定できるよう中小企業再生支援協議会の支援を強化。
- 円滑な事業整理のための支援
  - 円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備資金融資、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により廃業しやすい環境を整備。
  - 地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促進。



我が国の実体経済の成長を促し、2020年に向けて東京市場を国際金融センターとして発展させるためには、高度な技術力や生産基盤を有する企業、豊富な個人資産や年金資金の存在といった我が国の強みを生かし、金融仲介機能を強化し、成長資金を円滑に供給する好循環を確立することが重要である。

これまで、こうした好循環の確立に向けた成果が上がっており、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの制定、各種クラウドファンディングの利用促進、地域経済活性化支援機構(REVIC)等により進められている地域活性化支援ファンド等の活用、事業性評価に基づく融資の促進、NISA やジュニアNISAの導入、GPIF 改革の進捗、金融経済教育の推進などについて、投資家からも一定の評価を受けていると考えられる。

このような成果を持続的な好循環に結びつけるため、金融・資本市場の一層の改革として、特に以下のものが重要である。

まず、我が国のコーポレート・ガバナンス改善への動きは形式的なものに留まるべきではなく、これが「攻めのガバナンス」の実現を目指すものであることを対外的に情報発信する必要がある。また、既に一部に、政策保有株について保有意義が認められる場合を除き保有しない基本方針や企業の中長期的な価値向上の観点からの議決権行使基準を公表する企業が出てきており、市場から高く評価されている。政策保有株式については、その保有が企業価値の向上にどのように貢献するかなど、株式保有の経済的合理性について取締役会において検証し、その結果を反映した政策保有に関する方針を株主等に説明することなどにより、アカウントビリティを果たすよう真摯な対応を求めたい。なお、銀行等においては市場の急激な変動の下でも金融仲介機能が安定的且つ適切に発揮されるよう株価変動リスク管理の一層の強化が望まれる。

次に、我が国における資産運用業の抜本的強化が必要である。このため、世界の資金と、多様な高度金融人材を惹きつけるような独立性の高いフィデューシャリー・デューティに立脚した優れたガバナンスや報酬体系を確立することが重要である。また、投資信託については、大型・長寿ファンドを戦略的に育てること、投資信託販売を残高やパフォーマンス重視のビジネスモデルとすることが重要であり、商品開発、販売、運用、資産管理に携わる金融機関が顧客のニーズと利益に最適な資産運用が行われるようにする必要がある。このような顧客にとっての最適な商品・サービスの選択を容易にする観点から、投資信託の評価会社による評価、格付等も積極的に活用されるべきである。

銀行・金融業については、欧米で FinTech など IT ベンチャーとの連携・協働等が進み、また、決済を中心に銀行・金融業務のアンバンドリング化が進行しており、各業務について、顧客のニーズや行動を分析して新顧客を獲得するなどの戦略が必要である。また、こうした環境変化を踏まえ、シナジー・コスト削減効果を拡大し、顧客にとって最善のサービスが提供されるような、金融グループ全体の高度かつ柔軟な業務運営、ガバナンス・リスク管理機能の効率的な充実強化が図られるよう、ビジネスや法制的あり方について検討を進めるべきである。

# 平成27年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成27年1月  
金融庁



# **1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大**

## ◆ N I S A（少額投資非課税制度）の拡充・利便性向上

### 【大綱の概要】

#### ① ジュニアNISAの創設

- ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする（年間投資上限額：80万円）

#### ② NISAの年間投資上限額の引き上げ

- 年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

#### ③ NISAの利便性向上

##### ・ NISA口座開設手続の簡素化

- マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う

##### ・ NISA口座開設手続の迅速化

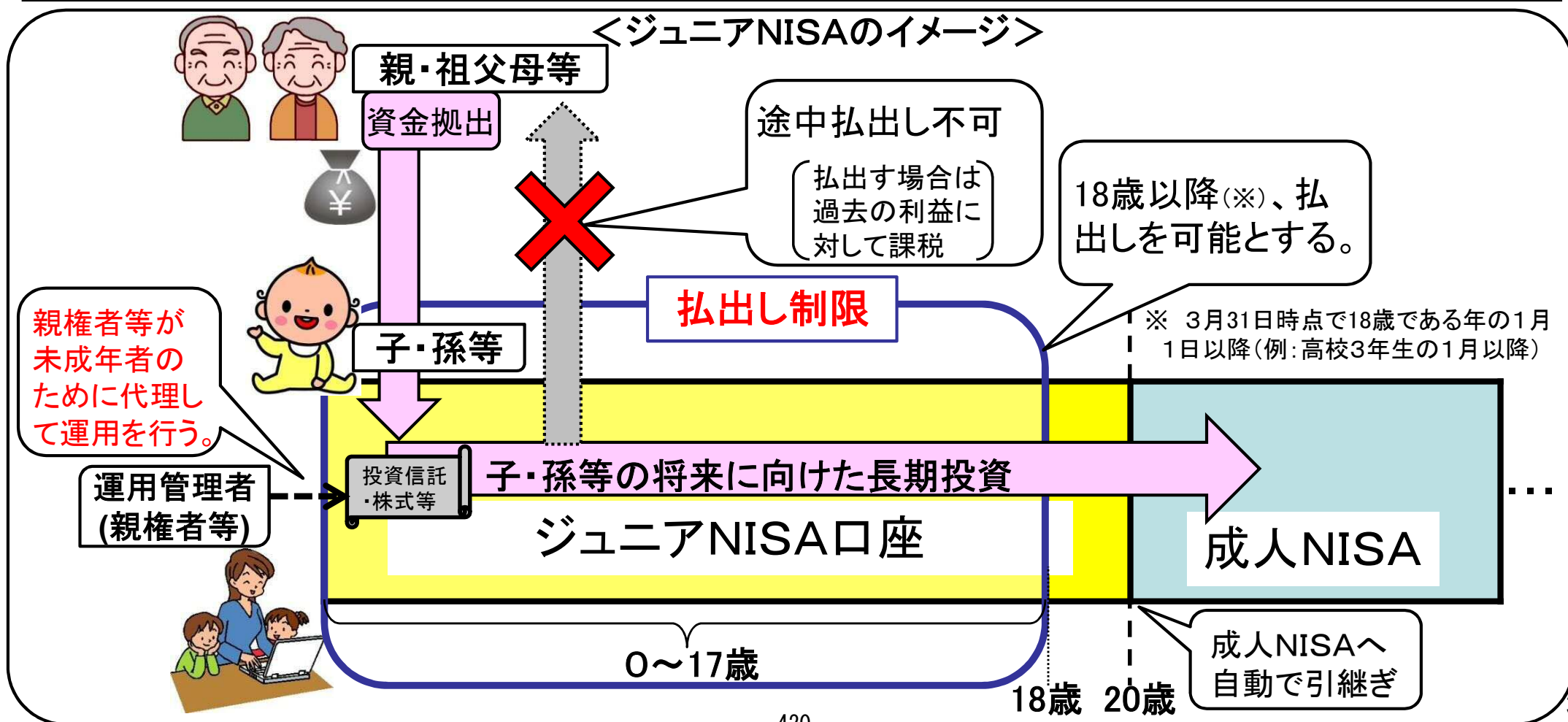
- 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する）

## ◆ ジュニアNISAの創設-①

【問題点】 現状のNISAの利用状況については、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。

### 【大綱の概要】 ジュニアNISAの創設

ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする



## ◆ ジュニアNISAの創設-②

### 【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

- 【期待される効果】
- ① 若年層への投資のすそ野の拡大
  - ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
  - ③ 長期投資の促進

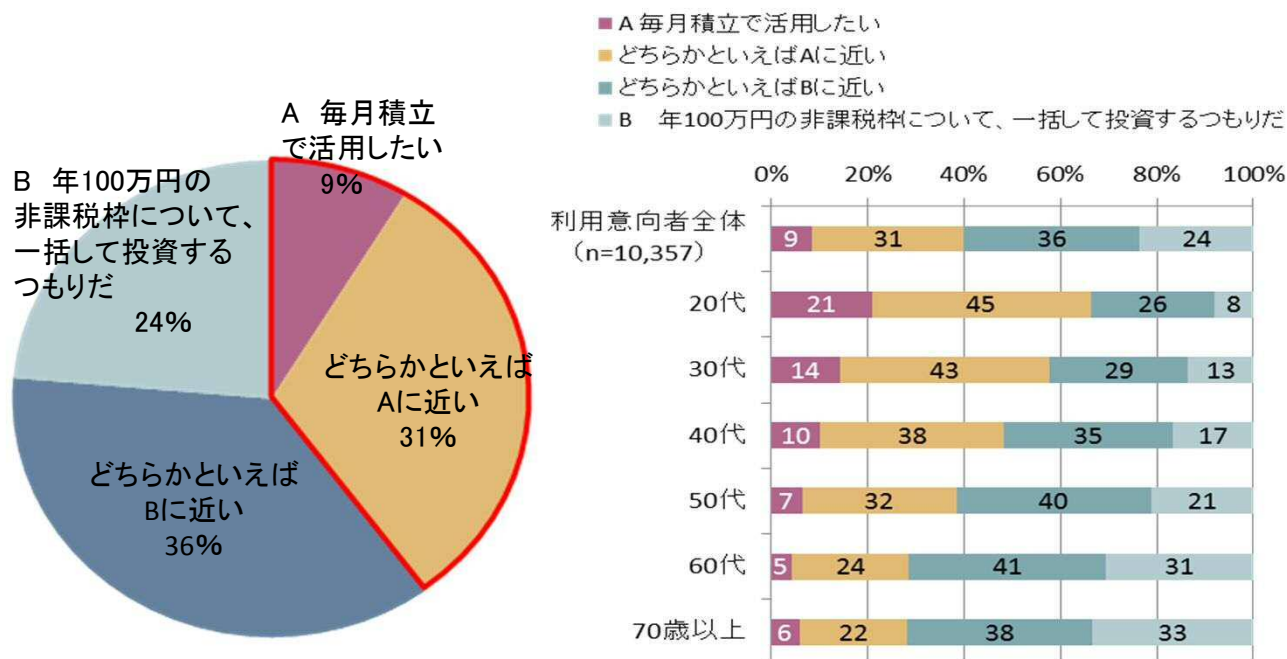
項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等 (※成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成28年4月から平成35年12月末まで (※終了時期は成人NISAに準ずる) ※ 平成35年以降も、口座開設者が20歳に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	投資した年から最長5年間 (※成人NISAに準ずる)
口座開設手続	マイナンバーを提出して口座開設手続を行う(住民票の提出不要)
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う</li> <li>・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする</li> </ul>

## ◆ NISAの年間投資上限額の引き上げ

### 【大綱の概要】 NISAの年間投資上限額の引き上げ

年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

○ 毎月積立で活用したいという意向は約4割であり、若年層ほどその傾向が強い



(出典)野村アセットマネジメント「第5回NISAに関する意識調査(平成26年2月調査)」  
調査対象: 全国の20歳以上の男女40,000人

### 【参考】

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

IV-3-1-2(7)

少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項(抜粋)

- ② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品の提供
- NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供(中略)を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。

## ◆ NISAの利便性向上

### 【現状及び問題点】

- NISAの現状について、
  - ・ 口座開設手続きに住民票の写し等の提出が必要である
  - ・ 口座開設申請から手続き完了まで時間を要する等、利用者にとって不便な点がある。
- このため、NISAの普及・定着を図る観点から、同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要がある。

### 【大綱の概要】

- NISA口座開設手続の簡素化  
マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う
- NISA口座開設手続の迅速化  
税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する）



## ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月実施)。
- しかしながら、金融商品のうち、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

### 【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

#### 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	← 現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		← 更なる一体化については、総合取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討
預貯金等	源泉分離	—	

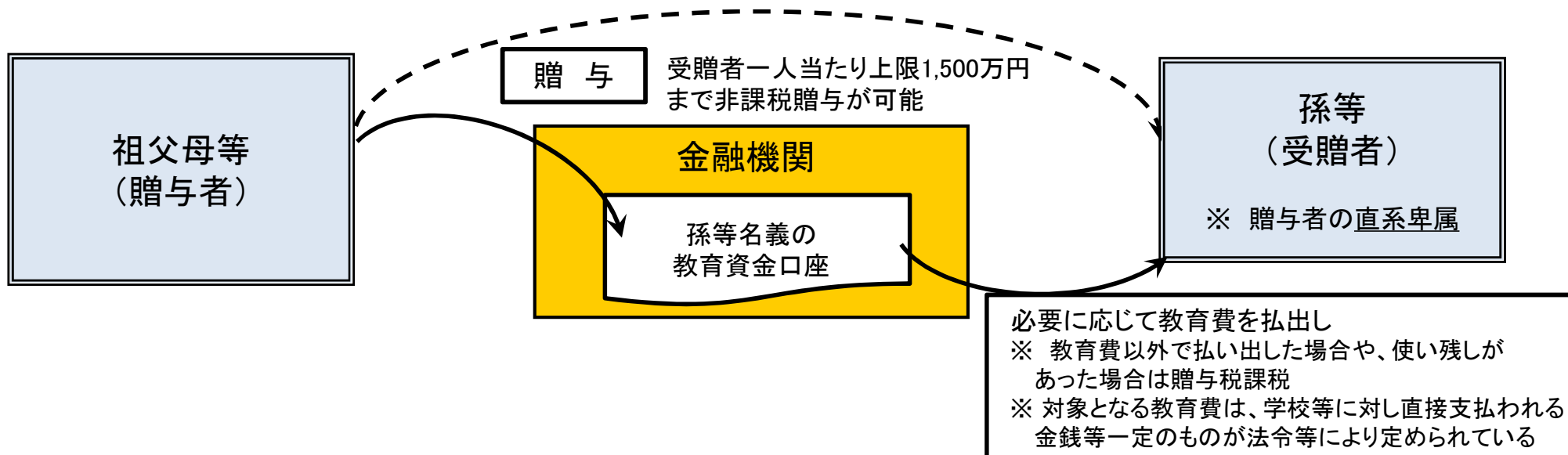
## ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化

### 【現状及び問題点】

- 「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金の有効活用を促す仕組みとして、平成25年4月より導入
- 本制度は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。  
口座数：8万9,095口座、設定額6,048億円（平成26年9月末信託協会調）
- 他方、依然として1,600兆円超の個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重しているほか、子育て世代における教育費負担は重く、同制度を継続するとともに、その使い勝手の向上等を図る必要がある。

### 【大綱の概要】

- ・平成27年12月末とされている期限を、平成31年3月末まで3年3月延長する。
- ・教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- ・少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能にする。



## **2. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備**

# ◆ 投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消

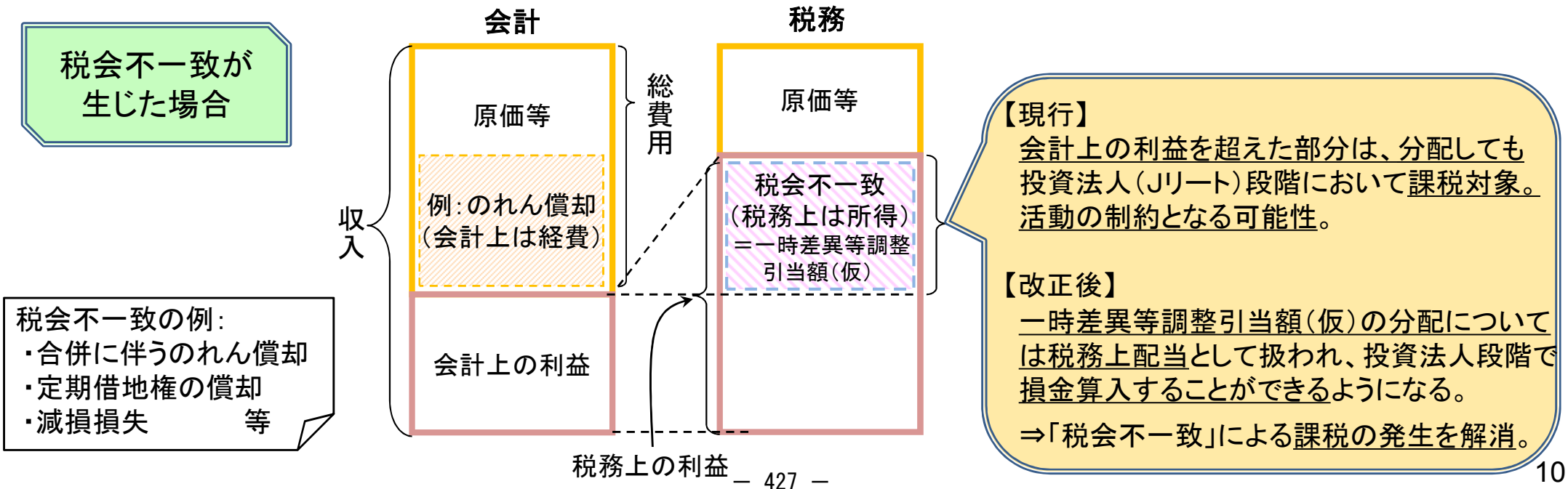
## 【現状及び問題点】

- 投資法人(Jリート)は、会計上の税前利益の90%超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能。
- ただし、会計と税務の処理の差異(税会不一致)に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても課税が発生(これにより、例えば、投資法人の合併等に支障)。

## 【大綱の概要】

投資法人法制の見直しを前提に、(会計)利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額(仮)<sup>(※)</sup>の増加額に相当する金額を、配当等の額(現行 資本の払戻しの額)とする。

(※) 投資法人法制において、税務上の利益が会計上の利益を上回る金額(税会不一致)を「一時差異等調整引当額(仮)」として、規定することを想定。



## ◆ デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置

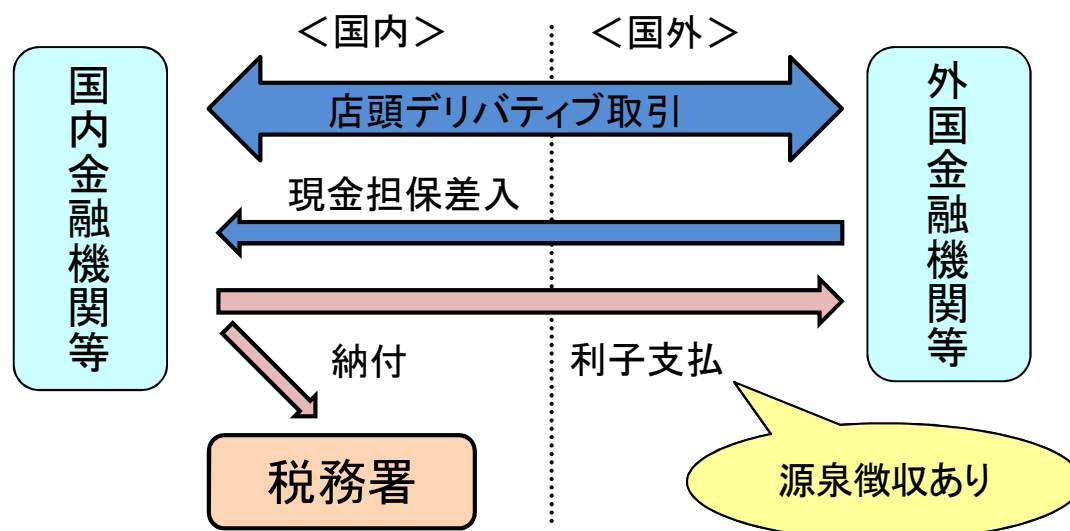
### 【現状及び問題点】

- デリバティブ取引に起因するシステム・リスクを抑制するため、平成23年のG20カンヌ・サミットにおいて、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が合意されたところ。
- わが国でも中央清算されない店頭デリバティブ取引について証拠金規制が導入される予定。
- 諸外国では、金融機関が店頭デリバティブ取引に係る証拠金として海外の金融機関から受け入れた現金担保の利子について源泉徴収が不要とされる場合が多いが、わが国では源泉徴収が必要。

### 【大綱の概要】

外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月末までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする。

### 【現行税法】 ※中央清算されない場合の関係図



### **3. 法人税率引下げに伴う検討関係**

# ◆ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

## 【現状及び問題点】

- 協同組合は、各根拠法に定められた範囲内で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利の組織。
- 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。
- 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置(本則税率19%、年800万円以下:15%)が講じられている。

**【大綱の概要(与党大綱)】 「協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、一般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」**

※与党大綱における「法人税改革の趣旨」の記載:「課税ベースを拡大しつつ税率を引下げる」こと

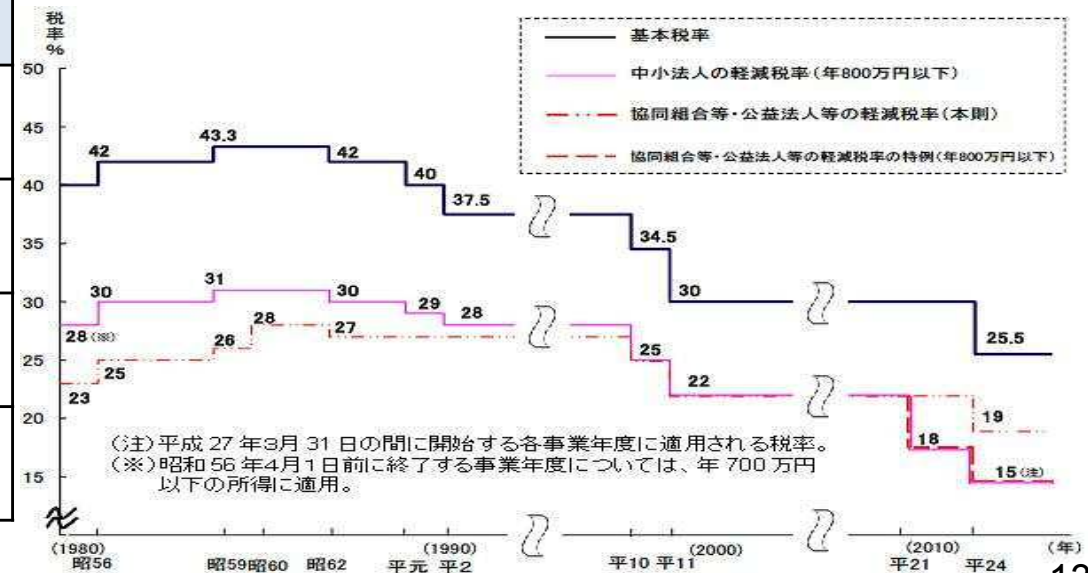
協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1 (例)信用金庫の場合:従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者

※2 優先出資については、別の規定あり

一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較



資料 6-4-2

NISA口座の開設・利用状況調査（平成 27 年 3 月 31 日現在）

金融庁において、平成 27 年 3 月末現在の NISA の口座開設数及び買付額について調査したところ（対象：NISA 取扱全金融機関 704 法人）、結果は以下のとおりです。

1. NISA 口座の開設数

	NISA口座数 3月末時点	平成 26 年末 からの増加率	年代別比率	平成 26 年末時点	
				口座数	比率
総数	879 万 1,741 口座*	6.5%	100.0%	825 万 3,799 口座	100.0%
20 歳代	36 万 1,054 口座	14.1%	4.1%	31 万 6,327 口座	3.8%
30 歳代	80 万 9,264 口座	11.6%	9.2%	72 万 5,288 口座	8.8%
40 歳代	123 万 3,939 口座	9.0%	14.0%	113 万 1,654 口座	13.7%
50 歳代	149 万 1,724 口座	6.5%	17.0%	140 万 573 口座	17.0%
60 歳代	236 万 2,554 口座	4.7%	26.9%	225 万 6,817 口座	27.3%
70 歳代	182 万 7,909 口座	3.5%	20.8%	176 万 5,504 口座	21.4%
80 歳以上	70 万 5,297 口座	7.2%	8.0%	65 万 7,636 口座	8.0%

※ 昨年同時期（平成 26 年 3 月末時点）の口座数は 650 万 3,951 口座

（注）平成 27 年 3 月 31 日時点で投資可能な勘定が設定されている口座数



## 2. N I S A口座における買付額

### (1) 商品別内訳

	N I S A買付額 3月末時点	平成26年末か らの増加率	商品別比率	平成26年末時点	
総額	4兆4,109億8,051万円* (1兆4,340億1,138万円)	48.2%	100.0%	2兆9,769億6,913万円	100.0%
上場株式	1兆3,983億7,632万円 (4,278億2,661万円)	44.1%	31.7%	9,705億4,972万円	32.6%
投資信託	2兆9,154億358万円 (9,714億1,975万円)	50.0%	66.1%	1兆9,439億8,383万円	65.3%
E T F	562億7,281万円 (219億4,091万円)	63.9%	1.3%	343億3,191万円	1.2%
R E I T	409億2,780万円 (128億2,412万円)	45.6%	0.9%	281億368万円	0.9%

### (2) 年代別内訳

	N I S A買付額 3月末時点	平成26年末か らの増加率	年代別比率	平成26年末時点	
総額	4兆4,109億8,051万円* (1兆4,340億1,138万円)	48.2%	100.0%	2兆9,769億6,913万円	100.0%
20歳代	1,119億5,922万円 (373億1,074万円)	50.0%	2.5%	746億4,848万円	2.5%
30歳代	3,404億5,456万円 (1,101億7,725万円)	47.8%	7.7%	2,302億7,731万円	7.7%
40歳代	5,277億4,686万円 (1,671億3,587万円)	46.3%	12.0%	3,606億1,098万円	12.1%
50歳代	7,397億5,022万円 (2,379億6,652万円)	47.4%	16.8%	5,017億8,370万円	16.9%
60歳代	1兆3,852億3,225万円 (4,578億8,566万円)	49.4%	31.4%	9,273億4,659万円	31.2%
70歳代	1兆170億6,512万円 (3,310億852万円)	48.2%	23.1%	6,860億5,660万円	23.0%
80歳以上	2,887億7,229万円 (925億2,682万円)	47.1%	6.5%	1,962億4,547万円	6.6%

※ 昨年同時期（平成26年3月末時点）の買付金額は、1兆34億4,608万円

- (注) 1 平成26年及び平成27年の利用枠で買付があった金額の合計  
2 ( )内は平成27年の利用枠による買付金額

(以上)

## 地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

## ▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

## 二重債務問題への対応方針

## I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

## 旧債務

## ① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充  
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設  
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

## ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

## ③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

## 新債務

## ① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

## ② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

## ③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

## ④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

## ⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

## II. 個人住宅ローン向け対応

## 旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

## 新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

## III. 金融機関向け対応

## ① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

## ② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

## 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

### 1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

### 2. ガイドラインの内容(概要)

#### (1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

#### (2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

#### (3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。  
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

#### (4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

#### (5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

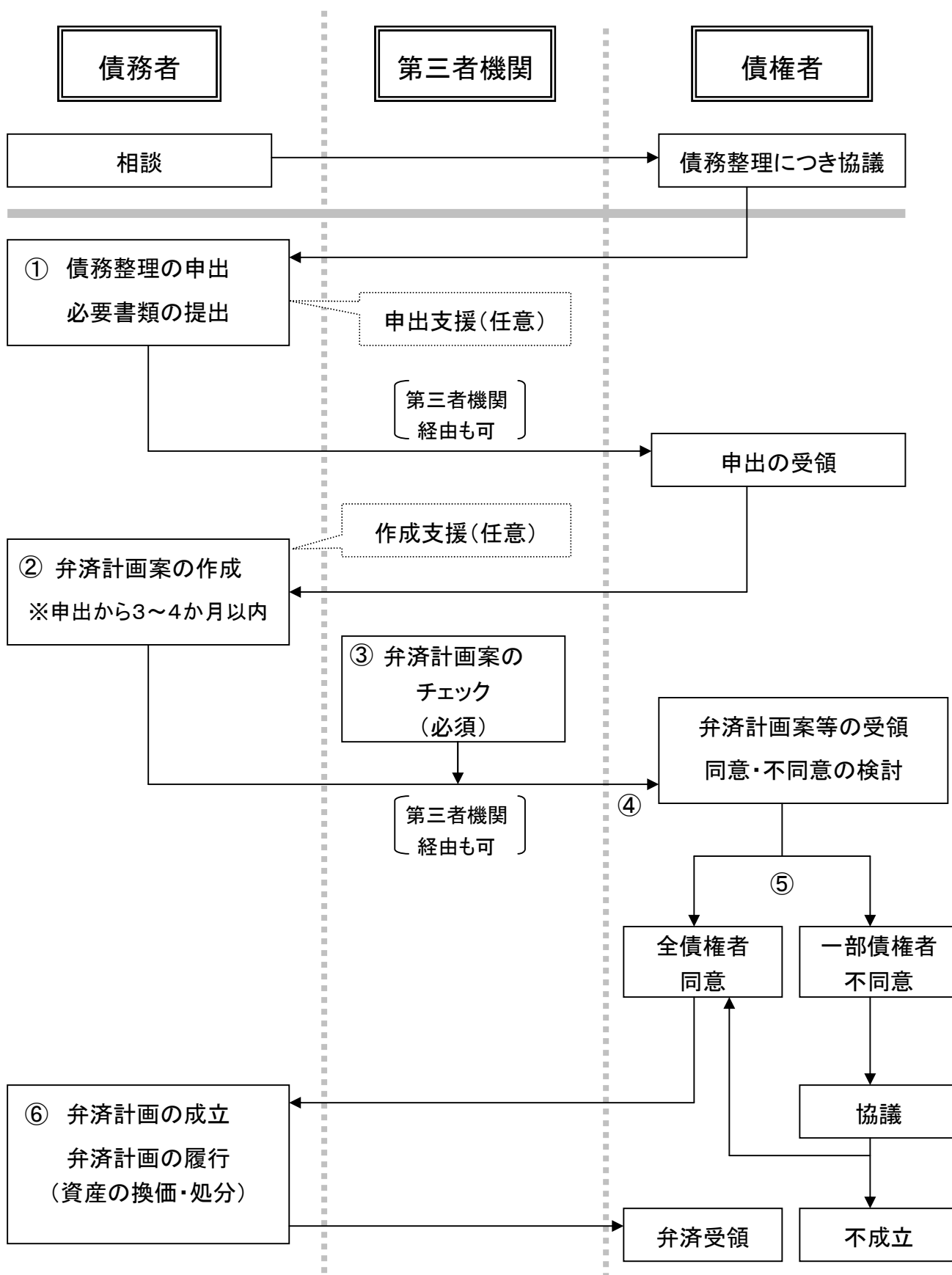
### 3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

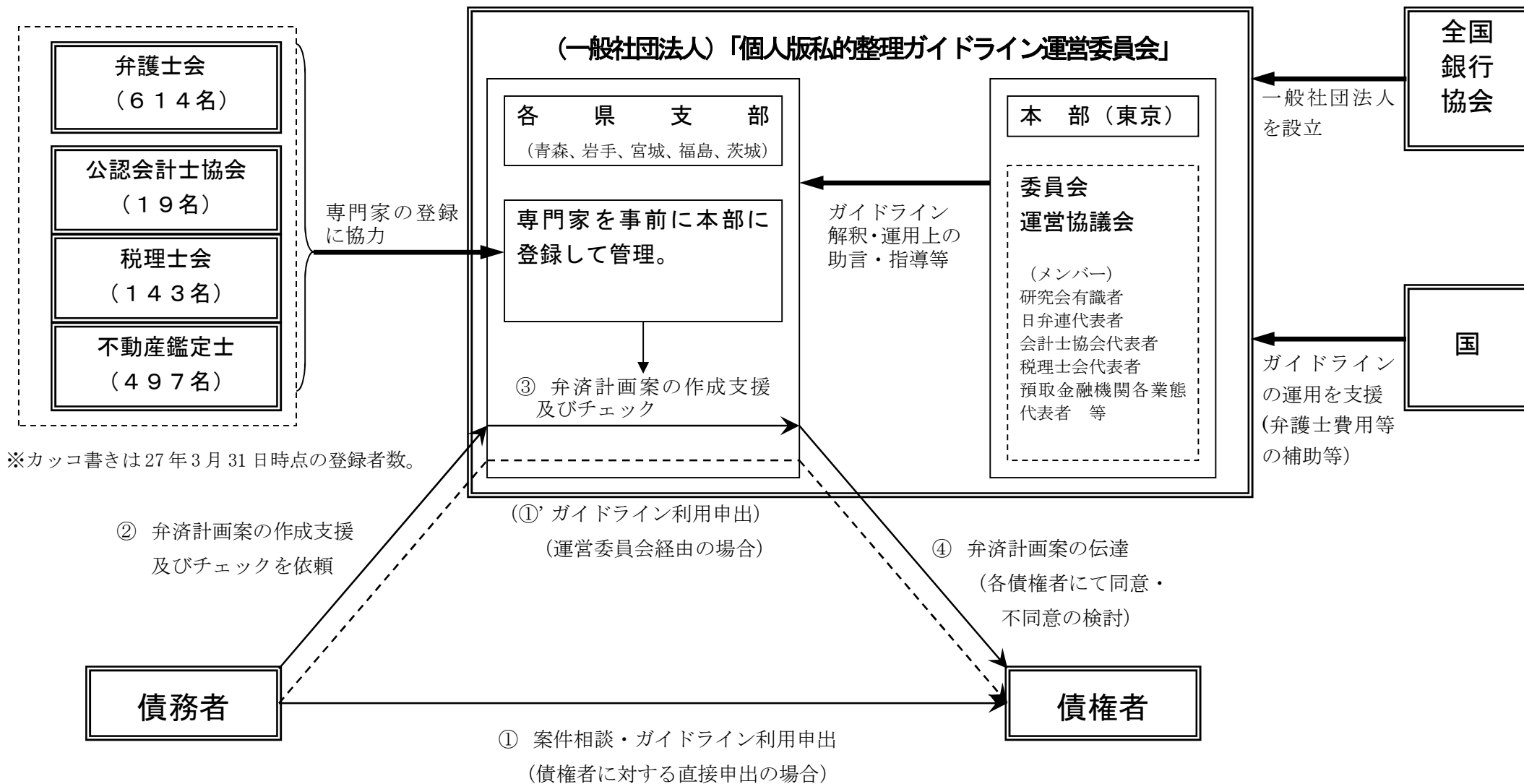
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



# 個人版私的整理ガイドライン運営委員会について





## 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエンコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

## 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

### 1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

### 2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

### 3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

### 4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

## 5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
  - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
  - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
  - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

## 6. 一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

## 7. 弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。



(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

## 8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を經由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

## 9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

## 10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成23年8月22日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成23年10月26日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

## 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

## 記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以 上

## 【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各 位

一般社団法人  
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項  
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531



[ホーム](#) > [報道発表資料](#) >

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎

日本銀行総裁 白川 方明

## 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

### 1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。  
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。  
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

## 2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

## 3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

## 4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

### (本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課  
電話 03-3506-6000(内線3380、2688)  
日本銀行本店  
電話 03-3277-2369

以上



## 消費者基本計画（抄）

## 3 適正な取引の実現 （2）商品・サービスに応じた取引の適正化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
③ 詐欺的な事案に対する対応	<無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表 【金融庁】					・無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） ・禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） ・金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表（件数）
	<詐欺的商法による新たな消費者被害への対応> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等 【金融庁】					
④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数
⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】					投資運用等ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえた制度見直しの検討状況

## 3 適正な取引の実現

## (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

## ③ 詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。【金融庁】

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、引き続き、当該業者に対しては、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

## ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度

の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に改正された金融商品取引法等の施行に向けて、政府令等の制度整備を行うとともに、法施行後においても、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。

【金融庁】

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

### 3 適正な取引の実現 (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締状況
	特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
	特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】					
	金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】					
④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。					

### 3 適正な取引の実現

#### (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

##### ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

##### ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成 (2) 消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑥ 学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数</li> <li>・大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合</li> <li>・担当省庁による支援の状況</li> <li>・消費者教育フェスタの参加者の満足度増加</li> </ul>
	大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					
	消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】					
	副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					
⑦ 地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】					<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況</li> <li>・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数</li> <li>・コーディネーター育成状況</li> <li>・消費生活サポーター数</li> <li>・教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果 39.9%からの増加</li> <li>・担当省庁による支援の状況</li> </ul>
	地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】					
	教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施、実践者向け手引や教材の活用促進等）【文部科学省】					
	関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】					
⑪ 金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施</li> <li>・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用</li> <li>・金融経済教育用教材の作成・配布</li> <li>・学校や地域で開催される講座等への講師派遣</li> <li>・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施</li> </ul> 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					「家計の金融行動に関する世論調査」（金融広報中央委員会）における生活設計策定の有無 目標：26年調査結果 37.3%からの増加

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主

体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。  
また、中央教育審議会の審議を踏まえ学習指導要領の改訂を行うとともに、  
改訂された学習指導要領の周知を図る。【文部科学省】

#### 2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して  
「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行  
い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、  
文部科学省】

#### 3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者  
教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施す  
るとともに、消費者教育の推進に関する調査研究の成果など優れた取組の  
普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問  
題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

#### 4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国  
民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教  
育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、  
文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力  
も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、  
総務省、関係省庁等】

### ⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地  
域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活セン  
ターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポータ  
ーの養成等の取組を支援する。

全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施  
し、現状の課題等の分析を行いつつ、社会教育における教材・手引等を作  
成するとともに、講座等で活用されるよう促すなどの周知を図り、社会教  
育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識  
を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域  
で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の  
推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省  
庁等】

⑪ 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備 (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑤金融ADR制度の円滑な運営						<ul style="list-style-type: none"> <li>指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）</li> <li>金融トラブル連絡調整協議会の開催（10回）（平成27年度～平成31年度（年2回開催目処））</li> </ul>
⑧「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく被害者の救済支援等						被害者からの返金申請の状況
⑨多重債務問題改善プログラムの実施（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施						<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数</li> <li>多重債務に関する消費生活相談の件数・内容</li> </ul>

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤ 金融ADR制度の円滑な運営

平成21年6月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）が成立し、紛争解決機関の指定制を導入することにより苦情・紛



争解決の中立性・公平性等を確保した裁判外紛争解決制度が創設され、平成22年4月に施行された。同年10月より指定紛争解決機関が紛争解決等業務を開始（現在、銀行・保険・証券等、業態別に8つの機関が当該業務に従事。）していることから、引き続き、金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。【金融庁】

⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

⑨ 多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の1）から4）までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】

2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】

3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】

4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

6 国や地方の消費者行政の体制整備 (1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑦消費者からの情報・相談の受付体制の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】                 </div> 各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】					各窓口での情報・相談の受付・対応状況

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化

⑦ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関する違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める(主な窓口は次表のとおり)。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段(電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等)の拡充について平成27年度中に検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口(消費生活センター、国民生活センター等)を案内する。	消費者庁	0570-064-370 (平成27年夏から「188」の番号で運用開始予定)
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける。	消費者庁	03-3507-9262
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	消費者庁	03-3507-9160
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	03-6234-1177
審査局管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける。	公正取引委員会	・03-3581-5471 ・電子申告窓口 <a href="http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html">http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html</a>
公正取引委員会官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける。	公正取引委員会	03-3581-5471
警察相談専用電話「#9110」番	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	#9110
金融サービス利用者相談室(金融円滑化ホットラインを含む。)	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	・0570-016811 (ナビダイヤル) 03-5251-6811 (IP電話)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX 03-3506-6699</li> <li>・ウェブサイト受付窓口 <a href="https://www.fsa.go.jp/opinion/">https://www.fsa.go.jp/opinion/</a></li> </ul>
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html</a>
ディスクロージャー・ホットライン	金商法上の開示義務違反等に係る情報収集を目的としている。	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX 03-3506-6156</li> <li>・ウェブサイト受付窓口 <a href="http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/">http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/</a></li> </ul>
証券取引等監視委員会情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家等からの情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0570-00-3581（ナビダイヤル）</li> <li>03-3581-9909（一部のIP電話等）</li> <li>・FAX 03-5251-2136</li> <li>・ウェブサイト受付窓口 <a href="https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/">https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/</a></li> </ul>
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・03-3506-6627</li> <li>・ウェブサイト受付窓口 <a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm</a></li> <li>・MAIL pension-hotline@fsa.go.jp</li> </ul>
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける。	総務省	03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う。	農林水産省	03-3591-6529
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・03-3501-4657</li> <li>・FAX 03-3501-6202</li> <li>・MAIL shohisha-soudan@meti.go.jp</li> </ul> 下記ウェブサイト参照 <a href="http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07">http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07</a>
国土交通ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TEL 03-5253-4150</li> <li>・FAX 03-5253-4192</li> </ul>
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、リコールにつながる不具合を早期に発見するため、自動車ユーザーからの不具合情報を受け付ける。	国土交通省	0120-744-960 下記ウェブサイト参照 <a href="http://www.milt.go.jp/RJ/">http://www.milt.go.jp/RJ/</a>
MOEメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 <a href="http://www.env.go.jp/moemail">http://www.env.go.jp/moemail</a>

※上記の窓口の一部は、あっせん、仲介、調停等を行うことができないものも含まれる。

## 金融庁における金融経済教育への取組み

平成 27 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
	18 年	5 月
9 月		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12 月		財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。

年 月	内 容	
2月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。	
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。	
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。	
9月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。	
9月～20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者173名）、大阪（11月 参加者164名）、東京（12月 参加者96名）、愛知（20年1月 参加者219名）、宮城（3月 参加者152名）で開催。	
10月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。	
20年	1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約4万7千部、高校生向けパソコンソフト、約2千枚）、「はじめての金融ガイド」約30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット約29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。	
4月～21年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。	
6月～21年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者134名）、金沢（9月 参加者102名）、札幌（11月 参加者172名）、高松（2月 参加者111名）、熊本（3月 参加者159名）で開催。	
21年	4月～22年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約23万2千部）。
22年	1月～3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1月 参加者130名）、東京（2月 参加者97名）、大阪（2月 参加者59名）、広島（2月 参加者104名）、愛知（3月 参加者167名）、宮城（3月 参加者180名）で開催。

年 月		内 容
	4月 ～23年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約17万9千部）。
	11月 ～23年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11月参加者175名）、金沢（11月参加者151名）、高松（12月参加者197名）、東京（1月参加者107名）、札幌（2月参加者128名）、熊本（3月参加者170名）で開催。
	12月 ～23年3月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約52万部）。
23年	4月 ～24年3月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約19万部）。
	5月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10月 ～24年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約33万部）。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11月～12月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11月参加者124名）、那覇（12月参加者140名）で開催。
24年	1月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1月参加者152名）、大阪（1月参加者134名）で開催。
	11月 ～25年4月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成25年4月までに7回開催）
	11月 ～25年3月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11月参加者175名）、札幌（11月参加者134名）、さいたま（12月参加者108名）、熊本（1月参加者121名）、金沢（3月参加者110名）、福岡（3月参加者149名）開催。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25年	4月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成25年4月30日）
	4月 ～26年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約24万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約18万部）。
	6月	金融広報中央委員会で「第1回金融経済教育推進会議」を開催。
	11月 ～26年3月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約27万部）。

年 月		内 容
	12月	金融広報中央委員会で「第2回金融経済教育推進会議」を開催。
	12月 ～26年2月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12月 参加者 84名）、大阪（12月 参加者 134名）、仙台（2月 参加者 110名）、広島（2月 参加者 117名）、名古屋（2月 参加者 144名）で開催。
26年	4月 ～27年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約26万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約21万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」約9万部）。
	4月～7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（2大学）。
	6月	金融広報中央委員会で「第3回金融経済教育推進会議」を開催。  金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。  「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6月12日～14日）で開催。
	11月 ～27年2月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を金沢（11月 参加者 87名）、札幌（11月 参加者 153名）、福岡（11月 参加者 121名）、熊本（2月 参加者 192名）、高松（2月 参加者 107名）で開催。
	12月	金融広報中央委員会で「第4回金融経済教育推進会議」を開催。
	27年	1月
	4月～7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4大学）。
	6月	金融広報中央委員会で「第5回金融経済教育推進会議」を開催。  金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公表。

## 大学における金融経済教育

### 平成27年度 金融庁の取組内容

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行う。

### 講義の実施

平成27年4月より、4大学において講義を実施。

(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学)

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体(※)が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、  
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等



資料 6-9-3

リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf>



一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

# 基礎から学べる 金融ガイド

身につけよう金融知識

預貯金

株式/債券/投資信託

生命保険/損害保険

クレジット/ローン



預金・株・証券・保険



インターネット・ローン・融資



トラスル対策



相談室



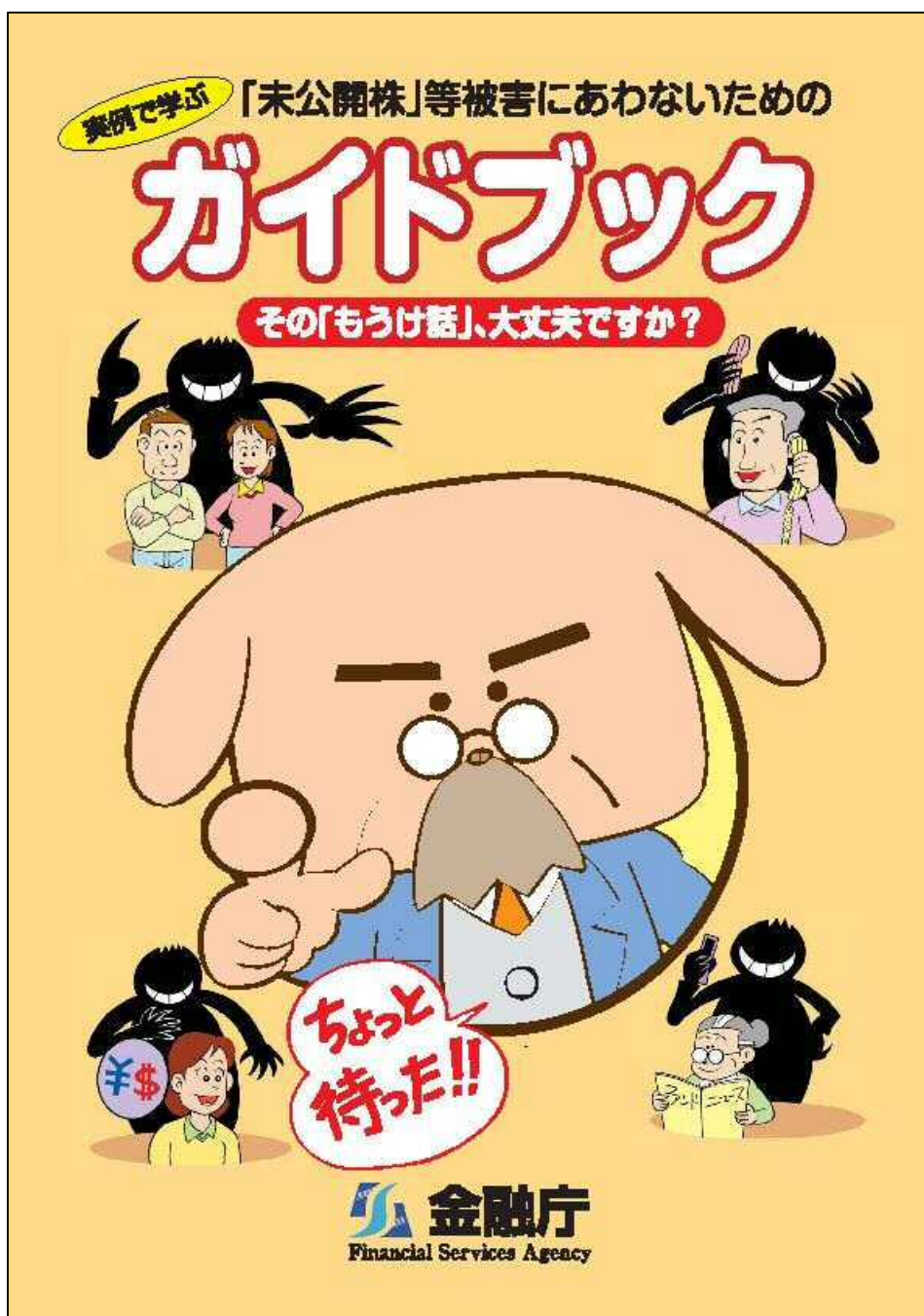
 金融庁

未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



## 資料6-9-4

### 2014年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 進藤 恵美  
(宮城県)
  - ・ 主に学生を対象として、「金融トラブルの未然防止」、「社会に出てから必要なお金の知識」、「ライフプラン」等をテーマに、県内外で積極的に講演等活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
2. 岩谷 芳江  
(宮城県)
  - ・ 若年層を主な対象に、「金融トラブルの未然防止」、「契約」や「クレジットカードの使い方」等をテーマとして、自立した消費者を育むための講演に注力するなど、金融知識の普及に貢献。
3. 野澤 通  
(茨城県)
  - ・ 金融学習グループ、金融・金銭教育研究校等の指導・支援のほか、子どもから一般社会人まで「必要なものと欲しいもの」、「ライフプランの立て方」や「年金、介護保険」など幅広いテーマで出前授業を行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 山口 京子  
(茨城県)
  - ・ 金融について学ぶ自主的なグループを中心として、「年金とこれからの生活設計」、「相続と遺言」、「保険の種類と仕組み」等をテーマに主婦感覚を活かした分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 田村 純也  
(新潟県)
  - ・ 若い世代には単立ち教室での「金融トラブル」、子どもを持つ親には「子どもの教育資金」や「生活設計」、高齢者には「金融と消費者トラブル」等をテーマに、幅広い層を対象に分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
6. 若林 久  
(新潟県)
  - ・ 金融教育研究校の校長時には自ら研究活動を牽引して教員や保護者における金融教育への理解を深めたほか、その後も単立ち教室等で講師を務めるなど、学校現場における金融教育の普及を中心に、金融知識の普及に貢献。
7. 山田 一郎  
(山梨県)
  - ・ 「生涯設計の必要性」の意識付けを講義の基本とし、学生には単立ち教室で金融取引の基本や金融トラブルを、一般社会人には「生涯収入・支出のバランス」、「年金制度の仕組み」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 大林 香世  
(静岡県)
  - ・ FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、「おかねの大切さ、使い方」、「ライフプラン（子育て世代の金融講座、セカンドライフに向けた準備）」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 野島 浩美  
(石川県)
  - ・ 税理士としての知識と経験を活かし、「かしこい遺産分割の方法」、「相続と遺言」、「くらしと税金」等をテーマに、税金・生活設計分野を中心に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
10. 畑上 麻保  
(石川県)
  - ・ 教員の経験も活かし、主に児童・保護者・教員を対象として、「子どもと学ぶお金の使い方」、「お買い物ごっこ」、「エコづかい帳」等をテーマに子どもへの金銭教育に関する講演を多数行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 1 1. 大石 泉  
(兵庫県)
  - ・ 児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象として、「お金やモノの大切さを教える金融教育」、「ライフプランニング」をテーマに講演を行うほか、兵庫県主催通信講座のテキスト（多重債務予防関係）の作成に携わるなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 2. 佐竹 三穂里  
(鳥取県)
  - ・ 消費生活相談員等として、主に高校生・高齢者を対象に金融トラブル防止の啓発にかかる講演を行うほか、教員経験も活かしながら学生・保護者向けにも積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 3. 石塚 斐子  
(愛媛県)
  - ・ 教員経験も活かし、学校や家庭での金銭・金融教育向上のため、教職員や保護者を対象に、「金融教育の必要性」や「お金の大切さ」等をテーマに講演を行うほか、金融・金銭教育研究校等への助言も行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 4. 渡邊 美恵子  
(福岡県)
  - ・ 「消費者問題」を中心として、「生活設計」、「金融トラブル対処法」等幅広いテーマで講演を行うほか、金融学習グループの発掘および学習支援に尽力するなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 5. 徳永 智子  
(佐賀県)
  - ・ 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、相談現場から得た新しい情報の積極的な発信を心がけながら、高校生・高齢者・民生委員等を対象とした出前講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 6. 蓑田 富美子  
(長崎県)
  - ・ 長年培った消費生活相談員としての知識と経験を活かし、高齢者向けに消費者問題啓発講座で講演を行うほか、県内各地の相談員への相談業務・啓発活動の指導を行い、消費者行政の推進に助力するなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 7. 詫間 幸江  
(熊本県)
  - ・ 高校生から高齢者・民生委員等まで幅広い層を対象とした講演に積極的に対応するほか、地元生活情報誌の取材への協力等を通じ、悪徳商法等から身を守るための知恵の啓発を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 1 8. 広瀬 美貴子  
(熊本県)
  - ・ FP等で培った知識や経験を活かし、児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象として、「お金の使い方」や「ライフプラン」等をテーマに講演を行うほか、地元の一般広報誌の取材に協力するなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

- 1. 愛媛県立今治北高等学校  
(愛媛県)
  - ・ 教科指導、各種行事や部活動、地域産品の研究や地元商店街のイベントへの参加まで幅広い機会を活かし、また体験的学習を多く取り入れ、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解等の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上で着実に成果をあげている。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
26/7/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	26年10月～11月	平成26年度「FPの日®」 (全国一斉FPフォーラム)
26/8/4	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	27年2月15日	第9回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
26/8/19	日本証券業協会	26年10月18日	平成26年度 「教育管理職セミナー」
26/8/19	日本証券業協会	26年9月15日～ 11月15日	平成26年度「投資の日」 記念イベント
26/11/28	(社)投資信託協会	27年1月24日、 2月8日	投信フォーラム2015(神戸) 及び2015(福岡)
27/3/6	公益財団法人生命保険 文化センター	27年5月21日～9 月4日	第53回中学生作文コンクール
27/3/27	金融広報中央委員会	27年8月11日～ 12日	2015年度「先生のための金融 教育セミナー」
27/4/30	金融広報中央委員会	27年5月20日 ～28年3月20日	第48回「おかねの作文」 コンクール(中学生向け)
27/4/30	金融広報中央委員会	27年5月20日 ～28年3月20日	第13回「金融と経済を考える」 高校生小論文コンクール
27/4/30	金融広報中央委員会	27年5月20日 ～28年3月20日	第12回金融教育に関する 小論文・実践報告コンクール
27/5/7	(社)投資信託協会	27年5月16日、 6月20日	投信フォーラム2015(岐阜) 及び2015(鹿児島)
27/6/3	日本証券業協会	27年7月27日 ～8月19日	教員向け金融経済夏期セミナー
27/6/3	(株)日本経済新聞社	27年1月1日～ 29年12月末日	第2回日経未来投資プログラム
27/6/3	(株)日本経済新聞社	27年5月～ 28年1月	第16回日経 STOCK リーグ
27/6/3	全国公民科・社会科 教育研究会	27年8月4日～6 日	証券・経済セミナー

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
27/6/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27年6月～28年3月	平成27年度「ブロック相談会」
27/6/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27年5月11日～10月31日	小学生『夢をかなえる』作文コンクール

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
27/4/30	日本証券業協会	27年5月30日～7月25日、 11月7日～12月13日	平成27年度「金融リテラシー習得講座（NISA 対応特別編）」